

# 官報号外 昭和三十二年三月二十六日

○第二十六回 衆議院会議録第二十四号

昭和三十二年三月二十六日(火曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

昭和三十二年三月二十六日

正する法律案(内閣提出)

第一 日本住宅公團法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第二 航空業務に関する日本国と

スイスとの間の協定の締結につ

いて承認を求めるの件(参議院

送付)

第三 日本国とブラジル合衆国と

の間の航空運送協定の批准につ

いて承認を求めるの件(参議院

送付)

第四 日本国とドイツ連邦共和国

との間の文化協定の批准につ

いて承認を求めるの件(参議院

送付)

第五 日本国とインドとの間の文

化協定の批准について承認を求

めるの件(参議院送付)

第六 国会議員の選挙等の執行

改正する法律案(内閣提出)

● 本日の会議に付した案件

日程第一 日本住宅公團法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

住宅金融公庫法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第二 航空業務に関する日本

国とスイスとの間の協定の締結

について承認を求めるの件(参

議院送付)

第七 信用保証協会法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第八 公営企業金融公庫法案(内

閣提出)

第九 公衆衛生修学資金貸与法案

(内閣提出)

第十 結核予防法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第十一 原子爆弾被爆者の医

療等に関する法律案(内閣提出)

第十二 母子福祉資金の貸付等に

関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第十三 防衛庁設置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第十四 自衛隊法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第十五 国会議員の選挙等の執

行経費の基準に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 公営企業金融公庫法案

(内閣提出)

市町村職員共済組合法の一部を改

正する法律案(第二十五回国会内閣提出)

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案(内閣提出)

日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

午後一時二十一分開議  
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

日程第一 日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公衆衛生修学資金貸与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 国会議員の選挙等の執

行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 公営企業金融公庫法案

(内閣提出)

中小企業信用保険特別会計法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

漁船再保険特別会計における給与

保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計

からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第一、日本住宅公團法の一部を改正する法律案、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事大島秀一君。

日本住宅公團法の一部を改正する法律案

日本住宅公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本住宅公團法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「造成するための土地区画整理事業を施行する」を「造成するために土地区画整理事業等を行ふ」に改める。

第三十一条第一号中「宅地」を「住宅の用に供する宅地」に改め、同条第六号中「前五号」を「前七号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 水面埋立事業を施行すること。

第三十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 前号の宅地の造成とあわせて学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

第四十八条の見出しを「(利益及び損失の処理並びに納付金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

公團は、毎事業年度、損益計算

において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

第四十八条第二項中「経営上」を「損益計算において」に改め、同条に次の二項を加える。

3 公團は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立

金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫及び公團に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

第三十一条第一号中「宅地」を「住宅の用に供する宅地」に改め、同条第六号中「前五号」を「前七号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。附則第三条に次の一項を加える。

2 公團は、第三十一条に規定する業務のほか、当分の間、条約その他このに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対するものに号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、住宅及び施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうことができる。

#### 附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第六項中「土地区画整理事業」を「土地区画整理事業及び水面埋立事業」に改めること。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のよう改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 住宅金融公庫は、前二項に規定するものの外、相当の住宅部分を有する建築物で土地の合理的利用及び災害の防止に寄与するものの建設に必要な資金で、銀行その他

一般の金融機関が融通することを困難とするもの融通することを目的とする。

第二条中第二号を削り、第三号から第五号までを「一層ずつ繋り上げ、同号第六号中「本号において」を削り、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 中高層耐火建築物 主要構造部を耐火構造とした建築物又は外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料でふいた建築物若しくは主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つた建築物で、地上階数三以上を有するものをいう。

5 公庫は、地震、暴風雨、こう水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。以下本項において同じ。)が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは借入し、又は当該家屋に居住していた者が当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために、

当該災害発生の日から二年以内に、人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの(以下「災害復興住宅」という。)を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の建設に附隨して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該災害

は、これからの者に対し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修又は当該災害復興住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に必

し、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の事務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

第一項第二項中「理事」を「副総裁及び理事」に改める。

3 第十二条、第十三条及び第十四条中「總裁」の下に「副總裁」を加え、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

4 第十七条第四項中「貸付金に係る」を「主として貸付金に係る」に改め、同号第五項を次のよう改める。

5 公庫は、地震、暴風雨、こう水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する家屋を含む。以下本項において同じ。)が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは借入し、又は当該家屋に居住していた者が当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために、

当該災害発生の日から二年以内に、人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの(以下「災害復興住宅」という。)を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の建設に附隨して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該災害

は、これからの者に対し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修又は当該災害復興住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に必

要な資金を貸し付けることができる。

第十七条第六項を削り、同条第七項中「第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、」を「第一項第二項に掲げる目的を達成するため、」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯(耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百六十号)第四条第一項の規定により指定された防火建築帯をいう。)の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行う。

8 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯(耐火建築促進法(昭和二十七年法律第百六十号)第四条第一項の規定により指定された防火建築帯をいう。)の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行う。

9 第十七条第八項第一号中「基礎主要構造部(第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいう。以下同じ。)」を「中高層耐火建築物等(前項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる建築物をいう。以下同じ。)」に改め、同項第四号中「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改める。

10 第十八条中「及び第四項から第六項まで」を「第四項、第五項及び第七項」に、「第五項若しくは第六項」を「若しくは第七項」に改め、「事

業の内容」の下に「工事の計画」を

第十九条中「百平方メートル」の下

ための建設に係る場合においては、

### 第十九条の二の見出し中「多層家

「層等」<sup>1)</sup>中高層面少建築物等<sup>2)</sup>に可  
め、同条中「多層家屋及び第十七条

第六項の規定による賃付金に係る家屋（以下「多層家屋等」という。）を

「中高層耐火建築物等」に、「該家屋内の住定

物等内」に改める。

二〇四

第一十九条第一項第二号から第六号までの規定に該当する者で土地

を所有するものか当該土地に中高層耐火建築物を建設する場合にお

いて、当該中高層耐火建築物内の  
住宅の建設について同条第一項の

規定による貸付を受けるとき（あ  
つせて同条第二項の規定による貸

付を受ける場合を除く。)は、その

前項の規定にかかわらず、当該住宅の建設費及び当該住宅の建設に

通常必要な土地の取得に必要な費用（百貨二地）の支拂い必要な費用

が当該住宅の建設費の一割七分を

の建設費の一割七分に相当する金額を合計、上項の八割五分を用

当する金額とする。

る。

政令で定める。

昭和三十二年三月二十六日 衆議院

3 第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、同項第五項「五厘」を「六分五厘」に改め、同項第二項の次に次の一項を加える。

同条第四項とし、同条第二項の次に

付金の利率は、年五分五厘とし、  
その償還期間は、建設又は当該建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に係るものについては十五年（すえおき期間を含む）以内、  
補修に係るものについては八年（すえおき期間を含む）以内とす  
る。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。  
第二十一条の二を次のように改める。

（貸付金の償還期間の特例等）

第二十一条の二 公庫は、第十七七条第五項に規定する災害により滅失した住宅を当該災害の当時所有し、若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に、住宅（同条第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅）を建設しようとする場合において、同条第一項、第二項又は第七項の規定により、これらの者の住宅若しくは中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設に附隨する土地若しくは借地権の取得に必要な資本を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から起算して三年以内とす  
る。

「当該住宅又は土地」を「当該住宅、災害復興住宅又は土地」に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号の「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第一号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」に、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれらに」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれらに」に改め、同項第七号中「住宅」の下に「火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅若しくは災害復興住宅」を加え、同項第七号中「第十七条第五項又は第六項」に「第十七条第七項」に、「家屋の人居住の用に供する部分」を「中高層耐火建築物等の住宅部分」に改め、同項第九号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で当該貸付金による災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等の住宅を貸貸するもの」に、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改め、同項第十号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号

規定に該当するもの」に改め、「同条第一項又は第三項」に改める。

第二十三条第一項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅」に、「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七条第三項及び第七項の規定による貸付に関する申込の受理及び審査並びに同条第五項の規定による貸付に関する資金の貸付、元利金の回収その他の貸付及び回収に関する業務並びに当該貸付に関する貸付金の回収に関する動産、不動産又は所有権取得した動産、不動産又は以外の財産の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎主要構造部」を削る。

第二十七条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第一項」に、「及び納付の手続」を「並びに納付金の納付の手続及びその帰属に関する会計」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等」に改める。

第十七条第一項第三号の規定に該当



あります。そこで、そのような場合に、公団の本来の業務に差しつかえのない範囲で、公団がこれらの海外からの研修生のための住宅の供給を行うことができるよういたしました。

本法案は去る三月二十一日本委員会に付託されましたが、審議に当りましては、参考人として日本住宅公団総裁加納久朗君を招致してその意見を聽取する等、慎重なる審議を重ねて参りましたが、審議の途上において問題となりましたおもなる点は、第一に、住宅公団が新規事業であるところの水面埋立事業を実施いたしますに当つては、地方公共団体等の実施しようとしたしております埋立事業との競合、港湾区域内において埋立事業を行おうとする場合の港湾施設整備計画との調整など、関係機関との調整についてよほど慎重な措置を講じなければ、事業の迅速かつ円滑な実施はむずかしいのではないかといふこと、第二に、新市街地の造成を行います場合、既存都市の郊外地に区画整理を行うには、必然的に農地の転用を伴うこととなるのであります。

改訂のおもなる点について申し上げますと、第一に、災害復興住宅に対する補償を十分に行う用意があるか等の諸立事業に際しては、漁業権者に対する補償を十分に行う用意があるか等の諸立事項であります。

かくて、討論に入り、自由民主党を代表して久野忠治君、日本社会党を代表して三鍋義三君より、それぞれ賛成の意見の開陳があり、採決の結果、全体会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、次のような附帯決議が付されたのであります。

第一に、中高層耐火建築物に対する貸付の制度を新たに設けたことでは、住宅金融公庫におきましては、従来耐火構造の住宅に対する貸付条件の優遇あるいは多層家屋建設に対する貸付等の措置を講じて参ったのであります。住宅金融公庫における貸付条件の変更には、公團の見地より、農地の転用を伴う場合、食糧の確保、農家経済の安定に重大なる関係をもつものといわねばならない。

当つては、農地保護の見地より、農地の転用を極力さけるよう充分なる配慮をなすべきである。

よつて政府は、今後住宅の建設に当つては、農地保護の見地より、農地の転用を極力さけるよう充分なる配慮をなすべきである。

次に、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法案は、住宅金融公庫の行います業務を拡充いたしまして、その目的の達成をさらに推進しようとするものであります。

第三に、公庫の宅地造成事業をする者に対する貸付を、最近の宅地取得難の実情にからみまして、公庫融資住宅以外の住宅のための宅地を造成する場合においても貸付をするように拡張いたしたこと 것입니다。

以上が今回の改訂のおもなる点であります。

改訂のおもなる点について申し上げりますと、第一に、災害復興住宅に対する補償を十分に行う用意があるか等の諸立事業に際しては、漁業権者に対する補償を十分に行う用意があるか等の諸立事項であります。

本法案は、去る三月四日本委員会に付託され、慎重に審議をいたしましたが、審議の途上において問題となりました点は、第一に、災害復興住宅に対する貸付が行われるが、この場合、あるいは不要不急の用途のものや、さらには風紀上好ましからぬ用途のものにまで融資がなされるおそれがあるのでない

か。さらにはまた、この中高層耐火建築物に対する貸付が利権を伴つて不当に利用されるおそれはないか」との点についてであります。これに対しましては、「住宅以外の部分に対する貸付については、公庫の業務方針書等において明細に規定するとともに、貸付の審査に当つては不正不當の生ずることのないよう厳重に注意する」旨の答弁がございました。

なお、質疑の詳細につきましては速記録を御参照願いたいと存じます。

かくて、討論に入り、日本社会党を代表して小川豊明君より賛成意見の開陳が行われ、採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

統いて、三鍋義三君より次のようないい旨の答弁がございました。

第一に、中高層耐火建築物に対する融資につきましては、「この制度による融資の制度を新たに設けたことである」と、住宅以外の部分に対しても建設費と、住宅以外の部分に対する貸付につけては、特に左の点について遺憾なきを期すべきである。

附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、本法制定の主旨に鑑み、住宅金融公庫の新規事業実施に際しては、特に左の点について遺憾なきことは、業務の迅速なる処理によつては、業務の目的達成に遺憾なからしめるとともに、特に地方公共団体が

公庫よりの借入金について保証を行ふ場合には、貸付の決定を特に迅速ならしめるより格別の配慮をすること。

二、中高層耐火建築物に対する貸付については、住宅部分以外に対しも貸付を行う点に鑑み、店舗、事務所等の部分についてはその用途等につき適当なる規制を行うとともに、貸付の審査に当つては特に慎重を期し、公庫本来の主旨を逸脱するような不当な貸付を行うことのないよう措置すること。

右、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決いたしました。

日程第二 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本国とインド連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 日本国とイングランドとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件、日程第三、日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件、同上

○議長(益谷秀次君) 日程第二、航空業務に関する日本国とスイスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、航空

協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件、日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件、日本国とインドとの間の文

件、日程第三、日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求めるの件、日程第四、日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定の批准について承認を求めるの件、外務委員会理事須崎吉郎君。

1 この協定の適用上、別段の定がある場合を除くほか、右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条规定により送付する。

2 この協定の附表は、協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」については運輸省及び同省が遂行する権限を有する人又は機関をい

るものをとする。

#### 第四条

1 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、約定路線における協定業務の運営に関し、次の権利を有するものとする。

#### 第二条

#### 第三条

1 各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線(以下「約定路線」という。)における国際航空業務(以下「協定業務」という。)を開設し、及び運営することができるようするため、この協定で定める権利を許与する。

#### (a) 非商業的目的で他方の締約国

#### (b) 他方の締約国が領域を無着陸

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (c) 国際運輸における旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のた

#### (d) 橫断飛行する権利

務を有する人又は機関をい。運送企業をいう。

#### (e) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (f) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (g) 「運輸以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸す

#### (h) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (i) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (j) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (k) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (l) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (m) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (n) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (o) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (p) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (q) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (r) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (s) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (t) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (u) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (v) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (w) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (x) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

#### (y) 「航空企業」とは、国際航空業

#### (z) 「航空企業」とは、国際航空業

務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

て他方の締約国の領域内に持ち込まれ、又は協定業務の運営に当つてその航空機上で使用されるため機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品は、開港税、検査手数料及びこれらに類似する租税その他の課徴金について、他方の締約国が最惠国の航空機又は国際航空業務に從事する自国の航空機に許すする待遇より不利でない待遇を他方の締約国から与えられるものとする。ただし、いずれの締約国も、自國の指定航空企業に対して他方の締約国が開港税、検査手数料その他これらに類似する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国が指定航空企業に対し、当該租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わないものとする。

#### 第六条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定

した場合には、その紛争は、第十三条に定める手続に従つて解決しなければならない。

つた場合には、その紛争は、第十三条に定める手続に従つて解決しなければならない。

1 この協定の解釈又は適用に関する場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争を解決するよう努めなければならない。

利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。ただし、重ねて前記の法令の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむをえない必要がある場合を除くほか、この権能は、他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

#### 第七条

両締約国の指定航空企業は、両締約国が共同の約定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

#### 第八条

一方の締約国が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないよう、その他の締約国が協定航空企業の利益を考慮しなければならない。

#### 第九条

1 両締約国が協定業務を運営するに当つては、他方の締約国が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないよう、その他の締約国が協定航空企業の利益を考慮しなければならない。

2 各指定航空企業が行う協定業務は、運輸需要量と密接な関係を有しなければならない。

3 指定航空企業が協定業務に適用される運賃は、指定期間の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国が航空当局の認可を受け享することができる第四条1に定める権利を有することを拒否し、若しくは取り消し、又はそれらの権利の行使に対し必要と認められた場合には、その航空企業が

べきであるといふ一般原則に従つて決定されなければならない。

(a) その航空企業を指定した締約国への及びその領域から

上でのその地域の運輸需要量の運輸需要量  
(c)(b) 直通航空路運営の要求  
その航空企業の路線が経由する地域の地方的業務を考慮した

べきであるといふ一般原則に従つて決定されなければならない。

3 指定航空企業が運賃について合意することができない場合は、その航空企業が協定業務に適用される運賃は、この規定に従つて定めるものとする。

1 協定業務について適用される運賃は、すべての決定の要素、特に運営の経費、合理的な利潤、各業務の特性(たとえば、速力及び設備の程度)及び約定路線のいずれかの部分について他の航空企業が適用する運賃に十分な考慮を払はなければならない。これらの運賃は、この規定に従つて定めるものとする。

2 指定航空企業は、できる限り、国際航空運送協会が定める手続に従い、運賃について合意するものとする。この方法によることが不可能である場合には、各約定期間に適用される運賃は、指定航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃は、両締約国が航空当局の認可を受けたときは、他方の締約国が航空当局に次のものを提供しなければならない。

2 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の指名する各一人の仲裁委員と、

3 指定航空企業が協定業務において行う運送に關して合理的に必要とされる定期的報告書で、その貨客の出発地及び目的地に關する情報を含むもの。

1 この協定の解釈又は適用に関する場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争を解決するよう努めなければならない。

2 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の指名する各一人の仲裁委員と、

4 前項に定める合意が成立しなかつた場合には、両締約国は、合意が成立するよう努めなければならない。

3 両締約国は、前項の規定に基いて行わたった決定を守ることを約束する。

1 この協定の解釈又は適用に関する場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争を解決するよう努めなければならない。

2 各締約国が航空当局に對し、あらかじめできる限り早期に、時間表及び運賃表並びに協定業務を行う航空機の種類に関する明細書を提供しなければならない。

2 各締約国が航空当局に對し、あらかじめできる限り早期に、時間表及び運賃表並びに協定業務を行

る。ただし、第三の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所にて紛争が生じた場合には、両締約国が各自の仲裁委員と、

3 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつた場合は、両締約国は、仲裁を決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、

4 両締約国が各自の仲裁委員と、

3 両締約国が各自の仲裁委員と、

1 この協定の解釈又は適用に関する場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、直接の交渉によつて紛争を解決するよう努めなければならない。

2 各締約国が航空当局に對し、あらかじめできる限り早期に、時間表及び運賃表並びに協定業務を行

る。ただし、第三の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁裁判所にて紛争が生じた場合には、両締約国が各自の仲裁委員と、

3 両締約国が各自の仲裁委員と、

4 両締約国が各自の仲裁委員と、

3 両締約国が各自の仲裁委員と、

昭和三十二年三月二十六日 衆議院会議録第二十四号 航空業務に関する日本国とスイスとの間の協定の締結について承認を求める件外二件

**第十四条** いすれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請があつた日から六十日以内に開始するものとする。改正が附表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国の航空当局の間で行うものとする。

両締約国の航空当局が新正された附表について合意したときは、この事項に関する両締約国の航空当局の勧告は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

**第十五条**

両締約国が多数国間の航空運送条約の当事国となつたときは、この協定は、その条約の規定に適合するよう改訂しなければならない。

**第十六条**

いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を廃棄する意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対し同時に送付しなければならない。その通告があつたときは、この協定は、他方の締約国が廃棄通告を受け受領した日の後一年で終了するものとする。ただし、その通告が前記の一年の期間の満了前に締約国間の合意により取り消された場合は、この限りでない。廃棄通告は、他方の締約国がその受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関がその写を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなされる。

**第十七条** この協定及び第十四条の規定に従

つて交換される外交上の公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

**第十八条**

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年五月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

重光葵

スイス連邦政府のために

トレンドレ

日本国政府のために

重光葵

日本国指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点—香港及び（又は）マニラ—インド・シナ内の一地点—バンコク—ラングーン—コロンボ—インド及びパキスタン内地点—中東及び近東内の地点—アテネ—ローマ—イスラエルの地点及びヨーロッパにおける以遠の地点

日本国指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、スイス

スイスの指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、スイス内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、その路線上の他の地点は、いすれかの又はすべての飛行に当つて、その指定航空企業の選択により省略することができ

る。〔報告書は会議録追録に掲載〕

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月十五日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月十五日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について承認を求める件

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本大臣  
航空大臣  
エンリケ・フレイウス

ての飛行に当つて、その指定航空企業の選択により省略することができ

る。

日本国とブラジル合衆国との間の航空運送協定

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

**第一条**

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

〔航空当局〕とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する任

務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、ブラジル合衆国にあつては航空大臣及び同大臣が現在遂行している任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、

〔指定航空企業〕とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書によりその全権委員を任命した。

人又は機関をいい。

〔航空業務〕とは、

規定期間内に定期航空交通を確保するため協定を締結する必要で

あることを認めるので、また、

両国が千九百四十四年十二月七日

にシカゴで署名のために開放された

国際民間航空条約の当事国であるの

に

両国の間に定期航空交通を確保す

ることを認めるので、また、

両国が千九百四十四年十二月七日

にシカゴで署名のために開放された

国際民間航空条約の当事国であるの

に

いずれか一方の締約国の領域内に他方の締約国が自己若しくはその指定航空企業の名において持ち込み、又は同領域内で当該他方の締約国が自己若しくはその指定航空企業の名において航空機に積載する燃料、潤滑油及び予備部品で、当該他方の締約国の指定航空企業の航空機によつて使用されることのみを目的とするものに対しては、当該一方の締約国が課する

差別的な慣行を防止し、及び待遇の平等を確保するため、  
いづれか一方の締約国が空港その他の施設の使用について他方の  
締約国の一又は二以上の指定航空企業に課し、又は課することを許す  
料金は、類似の国際業務に従事する自国の航空機が当該空港その他の  
施設を使用するために支払う料金よりも高額のものであつてはならぬ。

権利を許与する締約国の航空当局は、他方の締約国が指定した各航空企業が、同航空当局より国際運輸に従事する航空企業の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することができる。

(b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し適当な運営許可を与えること。(同締約国は、22及び第七条の規定に従うこと)を条件として、遅滞なくこの許可を与えるなければならない。)

3 一方の締約国が協定業務において運航する航空機並びにこの航空機に積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品に対しては、それらの機用品が当該航空機により他方の締約国の領域内における飛行中に使用される場合を含めて、同領域において、関税、検査手数料及びこれらに類似する租税又は課徴金を免除するものとする。

3  
関税、検査手数料その他の課徴金に關し、国際航空運送業務に從事する当該一方の締約国の航空企業又は最惠國の航空企業に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

一方の締約国が協定業務において運航する航空機並びにこの航空機に積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品に対しても、それらの機用品が当該航空機により他方の締約國の領域内における飛行中に使用される場合を含めて、同領域内において、関税、検査手数料及びこれらに類似する租税又は課徴金を免除するものとする。

2 一方の締約国の法令で、航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該一方の締約国の領域への入国又は同領域からの出国に関するもの（たとえば、入国、出国、移民、旅券、税関及び検疫に関する法令）は、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機の旅客、乗組員及び貨物に対し、それらが当該一方の締約国の領域内にある周、適用されるものとする。

要請があつた日から六十日以内に至る  
締約国の航空当局の間で開始するものとする。附屬書の修正に関するぐ  
意が成立したときは、その修正は、  
外交上の経路を通じて公文の交換による  
より確認された後に効力を生ずるものとする。

### 第九条

意図をもつても通告することからしてきる。その通告は、国際民間航空機関によるものとすらして同時に送付するものとされる。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後九箇月で終了する。ただし、両締約国間の合意により、該協定通告が前記の九箇月の期間が経過する前に取り消された場合は、この限りでない。当該他方の締約国が廢棄通告の受領を確認しなかつて

は取り消す権利を留保する。  
いずれの一方の締約国も、前記の  
権利を行使するに先づて、両締約  
国の航空当局の間で協議を行なうこと  
を要請することができる。この協議  
は、その要請の日から六十日以内に  
開始するものとする。

第八条

いすれの一方の締約国も、この協  
定の附屬書の条項を修正することが  
望ましいと認めたときはいつでも、  
このため他方の締約国との協議を要  
請することができる。この協議は、

各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国の国民に属していないと認めた場合、当該指定航空企業が、前条に掲げる法令に違反し、若しくは許可される権利に関する条件をこの協定及びその附属書に従つて履行しなかつた場合又は運航される航空機の乗組員が、訓練中の期間を除き、当該他方が締約国の国民でない場合には、当該他方の締約国が指定した航空企業がこの協定の附属書に定める権利を行使することを拒否し、停止し、又

2 一方の締約国の法令で、航空機の旅客、乗組員又は貨物の当該一方の締約国の領域への入国又は同領域からの出国に関するもの（たとえば、入国、出国、移民、旅券、税関及び検疫に関する法令）は、他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機の旅客、乗組員及び貨物に対し、それらが当該一方の締約国の領域内にある周、適用されるものとする。

(b) 申裁裁判所にその紛争を付託する合意が成立しなかつたときは、又はその合意が成立した場合において当該裁判所の構成に関する合意が成立しなかつたときは、いずれの一方の締約国も、勧告的報告を求めるため、国際民間航空機関理事会にその紛争を付託することができる。

(c) 両締約国は、前記の勧告的報告に表明された意見を実行するため、その行使することができる権限の範囲内で、最善の努力を尽すものとする。

締約国の航空当局の間で開始するものとする。附屬書の修正に關しては、意が成立したときは、その修正は、外交上の経路を通じて公文の交換により確認された後に効力を生ずるものとする。

この協定は、各締約国の憲法上の  
要件に従つて批准されなければなら  
ない。この協定は、批准書が交換さ  
れた日に効力を生ずるものとする。  
批准書の交換は、できる限りすみや  
かに東京で行われなければならな  
い。

該通告を受領した日の後十四日を経過した時に通告が受領されたものとみなす。

第十二条

両締約国が受諾する一般的な大多数の国間の航空運送条約が効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

第十三条

この協定及び第八条の規定に従つて交換される公文は、国際民間航空機関に登録しなければならない。

意図をもつても通告することなかつてきる。その通告は、国際民間航空機関が、これに対しても同時に送付するものとすらある。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後九箇月で終了する。ただし、両締約国間の合意により当該通告が前記の九箇月の期間が経過する前に取り消された場合には、この限りでない。当該他方の締約国が席次通告の受領を確認しなかつたときは、国際民間航空機関が当

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十六年十二月十四日にリオ・デ・ジャネイロ市で本書二通を作成した。

日本国のために  
安藤義良

ブラジル合衆国のために

ジョゼ・カルロス・デ・マセード・ソアーレス  
エンリケ・フレイウス

#### 附屬書

第一項 ブラジル合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国政府が指定した一又は二以上の航空企業にこの附屬書の附表第一に定める路線において国際航空業務を運営させる権利を許す。

第二項 日本国政府は、ブラジル合衆国政府に対し、日本国政府が指定した一又は二以上の航空企業にこの附屬書の附表第一に定める路線において国際航空業務を運営させる権利を許す。

(a) 両締約国の指定航空企業が供給する航空輸送力は、運輸需要量と密接な関係を有しなければならない。

(b) 両締約国の指定航空企業は、附表に定める路線における業務に開けし公平なかつ均等な機会を有するものとする。

(c) 両締約国の指定航空企業は、路線上の共通の部分において業務を行なうときは、相互の利益を考慮して、それぞれの業務に不当な影響を及ぼさないようにしなければならない。

(d) 指定航空企業が本協定及びこの附屬書に基いて行なう業務は、当該航空企業を指定した国と運輸の最終目的地たる国との間の運輸需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。

(e) 各締約国の指定航空企業が第三国へ向け、又は第三国から来る国際輸送の対象たる貨客を附表に掲げる一又は二以上の地点で積み込み又は積み卸す権利は、両締約国が賛同する秩序ある発展の諸原則に従つて行使されなければならず、また、輸送力が次のものに従わなければならぬ。

(f) 運輸の出発地たる国と運輸の目的地たる国との間の運輸需要量

日本国政府は、ブラジル合衆国政府に対し、ブラジル合衆国政府が指定した一又は二以上の航空企業にこの附屬書の附表第二に定める路線において国際航空業務を運営させる権利を許す。

第三項 各締約国が本協定及びこの附屬書の条件に基づいて指定する航空企業は、他方の締約国領域内において、通過する権利、国際運輸のために指定されたすべての空港において運輸以外の目的で着陸する権利並びにこの附屬書の附表に掲げる地点で国際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物を積み込み及び積み卸す権利を享有するものとする。

#### (a) 第四項

両締約国の指定航空企業が供給する航空輸送力は、運輸需要量と密接な関係を有しなければならない。

両締約国の指定航空企業は、附表に定める路線における業務に開けし公平なかつ均等な機会を有するものとする。

両締約国の指定航空企業は、路線上の共通の部分において業務を行なうときは、相互の利益を考慮して、それぞれの業務に不当な影響を及ぼさないようにしなければならない。

指定航空企業が本協定及びこの附屬書に基いて行なう業務は、当該航空企業を指定した国と運輸の最終目的地たる国との間の運輸需要量に適合する輸送力を供給することを第一の目的としなければならない。

各締約国が執ることがあるいかなる措置をも停止させる効果を有するものではない。

#### (b) 第五項

両締約国の航空当局は、そのいずれか一方の要請により、両締約国が指定した航空企業が前項に掲げる原則をどの程度守つているかを検討し、本協定又はこの附屬書に定めるいずれかの原則の濫用により、運輸量がいすれかの指定航空企業から妥当な限度をこえて横取りされることを防止するために、協議するものとする。もつとも、この協議は、前記の防止の目的のためいすれか一方の締約国が執ることがあるいかなる措置をも停止させる効果を有するものではない。

両締約国の航空当局は、いすれか一方の附属書に定めるものとする。

両締約国の航空当局が当該運賃につきはいつでも、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なるものとする。それが不可能なときは、各特定路線及びその各部分に関する運賃は、関係指定航空企業の間で合意しなければならない。いすれか一方の締約国が行なう運賃には、実施してはならない。ただし、本協定第六項の規定に従つて解決しない。

第六項 いすれか一方の締約国が他方の締約国と運賃について合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

いすれか一方の締約国が行なう運賃には、他方の締約国と運賃について合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

#### (c) 第八項

いすれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤提供する役務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）及び特定路線のいすれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、この項の規定に従つて定めるものとする。

いすれか一方の運賃は、いすれか一方の附屬書に定めるものとする。

#### (d) 第九項

なかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するよう努めなければならない。

なかつた場合には、その紛争は、本協定第九条の規定に従つて解決しなければならない。

は、両締約国の航空当局は、満足すべき合意が成立するよう協議しなければならない。

#### 第十項

両締約国の航空当局は、本協定が効力を有する間、附表に定める路線又はそのいずれかの部分において運営するそれぞれの指定航空企業に与えた許可の内容に関しすみやかに情報交換するものとする。この情報の交換は、特に、与えた許可及び隨時行われるその修正の写を含むものとする。

#### 安藤義良

ブラジル合衆国のために

ジロゼ・カルロス・デ・マセード・ソアーレス  
エンリケ・フレイウス

附表第一

日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

I 両方向に、日本国内の地点—北太平洋における地点—カナダの西海岸における地点及び(又は)アメリカ合衆国の西海岸における地点—アメリカ合衆国の西海岸における地点—アーヴィング

II 両方向に、日本国内の地点—中部太平洋における地点—大阪及び(又は)東京

III 両方向に、ブラジル合衆国内の地点—カラカス及び(又は)ボゴタ・バナーナウス・ゴイアニアーリオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロ

IV 両方向に、日本国内の地点—北太平洋における地点—カナダの西海岸における地点及び(又は)アメリカ合衆国の西海岸における地点—アーヴィング

V 両方向に、日本国内の地点—中部太平洋における地点—大阪及び(又は)東京

VI 両方向に、ブラジル合衆国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国とドイツ連邦共和国との間の文化協定

日本国の一又は二以上の指定航空企業が前記の路線において行う協定業務は、日本国領域内の一地点を起点とするものでなければならぬ。ただし、当該路線上の他の地点は、いずれか又はいづれか又はすべての飛行に當つて、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

注 マナウス—ゴイアニアーリオ・デ・ジャネイロ及び(又は)サン・パウロの路線は、同路線について

国際運営のための準備ができるまで、一時に次のとおり変更する。

両方向に、ペレムーバレイラ

スリオ・デ・ジャネイロ及

び(又は)サン・パウロ

注 大阪空港は、同空港が国際航空

業務に提供される準備ができたと

きに使用される。

注 [報告書は会議録追録に掲載]

日本国とドイツ連邦共和国との間

の文化協定の批准について承認を

求める件

右は本院において承認することを議

決した。よつて国会法第八十三条に

より送付する。

昭和三十二年三月十五日  
参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長益谷秀次殿

なればならない。ただし、前記の路線上の他の地点は、いずれか又はすべての飛行に當つて、指定航空企業の選択により省略することができる。

注 大阪空港は、同空港が国際航空業務に提供される準備ができたとき使用される。

注 大阪空港は、同空港が国際航空

業務に提供される準備ができたとき使用される。

第一条 これらの全権委員は、その全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

#### 第一条

両締約国は、特に次の諸手段により、自國における相手国の文化の研究を奨励し、かつ、容易にするよう努力するものとする。

(a) 書籍、雑誌その他の出版物の頒布

(b) 講演、演奏会及び演劇

(c) 美術展覧会及び文化的性質を有する展覧会

(d) ラジオ、音盤及び類似の手段

(e) 科学映画、教育映画又は文化的性質を有する映画

両締約国は、文学的及び芸術的内容の著作物の翻訳及び頒布を奨励するよう努力するものとする。

第二条 両締約国は、教授、学者、学生その他の文化的分野において活動する者の交換を奨励するよう努力するものとする。

第三条 両締約国は、自国内において、相手国の国民に對し、博物館、図書館の協力を奨励するよう努力するものとする。

第四条 両締約国は、自国内において、相手国の国民に對し、博物館、図書館その他の類似の施設への入場及びその利用について便宜を与えるものとする。

第五条 両締約国は、相手国の学位並びに修業及び資格の証書が修業上の目的のため、及び今後定める場合には職業上の目的のため、自國の相当の学位並びに修業及び資格の証書と同等の価値を認められるための可能性を研究するものとする。

両締約国は、両国間の文化関係の発展に資する文化団体の設立、運営及び発展を奨励するよう努力するものとする。

第六条 両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第七条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第八条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第九条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十二条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十三条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十四条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十五条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十六条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十七条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十八条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第十九条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第二十条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

#### 第二十一条

両締約国は、各自の委員会の委員長並びに委員長となるものとする。

り任命され、ドイツ連邦共和国については、連邦の関係各省大臣及び各州の文部大臣の了解の下にドイツ連邦共和国外務省により任命されるものとする。

4 各委員会は、委員長の招集により少くとも年に一回会合するものとする。

5 各委員会は、それぞれの手続規則を探査するものとする。

6 各委員会は、それぞれの事業計画をできる限り毎年作成するものとする。

#### 第十一条

この協定においてドイツ国民とは、ドイツ連邦共和国の官憲が發給し、かつ、有効であるドイツの旅券又は身分證明書の所持者をいう。

#### 第十二条

この協定において國(ラント)とは、ドイツ側については、ドイツ連邦共和国をいう。

#### 第十三条

この協定において國(ラント)とは、ドイツ側については、ドイツ連邦共和国をいう。

この協定において國(ラント)とは、ドイツ側については、ドイツ連邦共和国をいう。

#### 生ずる。

2 この協定は、五年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の

締約国がその期間の満了後においても一年の予告により廢棄を通告しても一年の予告により廢棄を通告する。

日本国政府及びインド政府は、關係を認識し、

しない限り、そのつどさらに一年間引き続き効力を有するものとする。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十七年二月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及びドイツ語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

ドイツ連邦共和国のために

ハルシュタイン

〔報告書は會議録追録に掲載〕

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和三十二年三月十五日

日本国議長益谷秀次殿

日本国とインドとの間の文化協定の件

定の批准について承認を求める

の件

日本国とインドとの間の文化協定の批准について、日本国憲法第七十

三条第三号ただし書の規定に基き、

国会の承認を求める。

日本国とインドとの間の文化協定

定

日本国議長益谷秀次殿

日本国とインドとの間の文化協定の批准について承認を求める

の件

日本国議長益谷秀次殿

将来一層緊密な文化関係を助長し、かつ、発展させようとする共通の希望に動かされ、また、兩国間の関係と理解を、可能なあらゆる方法で助長しかつ深め、及び健全な基礎の上に置くことを希望して、

文化協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府 日本国駐在インド特命全権大使

日本国外務大臣 重光葵

B・R・セン

第一條 これらの全権委員は、その全権委員状を示してそれが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第二條 両締約国は、特に次の諸手段により、相手国内において自國の文化が一層理解されるように、自國の法令に従い、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

第三條 両締約国は、いすれか一方の締約国の國民が、他方の締約国内において修学若しくは研究を行い、又は技術を得ることができるよう、これらの方に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第四條 両締約国は、いすれか一方の締約國の國民が、他方の締約国内において修学若しくは研究を行い、又は技術を得ることができるよう、これらの方に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

第五条 両締約国は、両國民の間における運動競技及び認められたスカウト組織の間ににおける協力をできる限り奨励するものとする。

第六条 各締約国は、自國の法令に従い、自国内において、通常一般に公開されている博物館、図書館その他資料編集施設の利用について相手国の国民に対し便宜を与えるものとする。

第七条 両締約国は、この協定の実施を確保するため、二の日本・イン

ド混合委員会を一は東京に他はニューヨークに設置することに同意する。

2 各委員会は、一人の委員長並びに日本国政府が指名する二人及び印度政府が指名する二人の四人

の委員で構成される。

3 東京においては、日本国政府が日本国民を委員長に指名し、ニュー・デリーにおいては、イン

ド政府が印度国民を委員長に指名する。

4 各委員会は、少くとも三年に一回委員長により招集される。

第五条 この協定は、批准されたものとし、できる限りすみやかにニューヨークで行われるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。

(1) この協定は、批准されたものとし、その後においても、いすれか一方の締約国がこの

協定の廢棄を通告した日から六箇月の期間が満了するまでなお効力を有する。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百五十六年十月二十九日に東京で、本書二通を作成した。両国政府は、この協定の日本語及びヒンディ語による本文を本日から一箇月以内に交換するものとする。

(1) 両締約国は、教授、学者、学生並びに科学的及び文化的の機関の構成員の両国間における交換を奨励するものとする。

(2) 両締約国は、教授、学者、学生並びに科学的、教育的又は文化的性質を有する映画

日本国政府のために

重光葵

印度政府のために

B・R・セン



第四条第二項の表を次のように改める。

		投票区の 選挙人數	投票日	区市町村		区			市			町			村
五百人未満	五百人未満			五百人未満	五百人未満										
一千人未満上	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満
二一千人未満上	一千人未満上	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満
三万人以上	二万五千人未満上	一万五千人未満上	五千人未満上												
四三五	三八五	三三五	二八五												

第四条第三項中「一千七十五円」を「一千七百八十八円」に、「千八百円」を「一千五百四十一円」に、「一千四百三十七円」を「一千四十九円」に改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

		投票区の 選挙人數	投票日	区市町村		区			市			町			村
二万人以上	二万人以上			二万人以上	二万人以上										
三万人以上	二万五千人未満上	一万五千人未満上	五千人未満上												
四四、三三三	三五、六一七	三一、九八三	二八、七八三												

第五条第一項の表を次のように改める。  
第四条第七項中「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

第五条第二項の表を次のとおりに改める。

		区市町村		区		市		町		村	
開票の選挙人數		区市町村		区		市		町		村	
一千人未満	四、四二〇円	五千人未満上	四、〇三〇円	一万五千人未満上	二、二六一円	三千人未満上	二、五八四	二千人未満上	二、二六一円	一千人未満	一、五七
二千人未満上	五、三〇四	一万五千人未満上	四、八三六	二万五千人未満上	一、七〇三	五千人未満上	三、八七六	三千人未満上	二、五八四	二千人未満上	一、五九二
五千人未満上	七、九五六	一万五千人未満上	七、二五四	三万人以上	四、八四五	八千人未満上	四、八六六	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五六九
一万五千人未満上	九、七二四	一万五千人未満上	六、一三七	三万人以上	四、八四五	五千人未満上	八、〇七五	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五七
二万五千人未満上	一、六、三五四	一万五千人未満上	一、一、二八四	三万人以上	四、八四五	一万五千人未満上	一、一、二八四	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五六九
三万人以上	一、一、三七六	一万五千人未満上	一、一、二八四	三万人以上	四、八四五	二万五千人未満上	一、一、二八四	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五九二
四万人以上	一、一、三七六	二万五千人未満上	一、一、二八四	三万人以上	四、八四五	三万人以上	一、一、二八四	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五六九
五万人以上	一、一、三七六	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	四、八四五	三万人以上	一、一、二八四	二千人未満上	三、八七六	三千人未満上	一、五七

第五条第三項の表を次のとおりに改める。

		区市町村		区		市		町		村	
開票の選挙人數		区市町村		区		市		町		村	
一千人未満	四、〇一〇円	平日曜日を含むもの。又は休日	区	一千人未満	四、〇一〇円	平日曜日を含むもの。又は休日	市	一千人未満	三、六六〇円	平日曜日を含むもの。又は休日	町
二千人未満	四、〇二〇円	平日曜日を含むもの。又は休日	町	二千人未満	四、八一二	平日曜日を含むもの。又は休日	村	二千人未満	一、三五二	平日曜日を含むもの。又は休日	村
三千人未満	四、〇三〇円	平日曜日を含むもの。又は休日	村	三千人未満	四、八一二	平日曜日を含むもの。又は休日	村	三千人未満	一、三五二	平日曜日を含むもの。又は休日	村
四万人以上	一、一、三七六	五千人未満上	区	五千人未満上	一、一、二八四	五千人未満上	市	五千人未満上	一、一、二八四	五千人未満上	町
五万人以上	一、一、三七六	一万五千人未満上	区	一万五千人未満上	一、一、二八四	一万五千人未満上	市	一万五千人未満上	一、一、二八四	一万五千人未満上	町
六万人以上	一、一、三七六	二万五千人未満上	区	二万五千人未満上	一、一、二八四	二万五千人未満上	市	二万五千人未満上	一、一、二八四	二万五千人未満上	町
七万人以上	一、一、三七六	三万人以上	区	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	市	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	町
八万人以上	一、一、三七六	三万人以上	市	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	市	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	町
九万人以上	一、一、三七六	三万人以上	町	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	村	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	村
十万人以上	一、一、三七六	三万人以上	村	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	村	三万人以上	一、一、二八四	三万人以上	村

第五条第四項の表を次のとおりに改める。

一万五千人未満上	一、六、三五四	二万五千人未満上	一、六、三五三	三万人以上	一、五七
二万五千人未満上	一、六、三五三	三万人以上	一、六、三五二	四万人以上	一、五六九
三万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	五万人以上	一、五九二
四万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	六万人以上	一、五六九
五万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	七万人以上	一、五六九
六万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	八万人以上	一、五六九
七万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	九万人以上	一、五六九
八万人以上	一、六、三五二	三万人以上	一、六、三五二	十万人以上	一、五六九

第五条第六項中「若しくは地方事務所所在地」を「地方事務所若しくは認定出先機関所在地」に、「七百五十円」を「七百九十五円」に改め、同条第七項中「都道府県庁の支庁又は地方事務所若しくは認定出先機関」に、「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

都道府県の支庁、地方事務所又は認定出先機関に、「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

第六条第一項中「十三万一千七百八十八円」を「九万二千一円」に改め、同条第二項中「五十五万九千四百三十三円」を「三十七万三百五十二円」に改める。

第六条第二項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分 又は選挙会が開かれる地	区	
	市	町
衆議院議員選挙会	二二一、〇六二円	一〇、八四六円
衆議院議員選挙会	四九、四三〇	四六、七一二

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙会	参議院全国選出議員選挙	
	候補者数	選挙会
都道府県の世帯数	都市及び大都市及び他の道及び県の未満五十人	衆議院議員選挙地方選挙
二十万未満上	一百五十人以上五百人未満	参議院議員選挙会
三十万未満上	一百五十人以上二百人未満	選出議員選挙会
四十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
五十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
六十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
七十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
八十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
九十万未満上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会
百万以上	一百五十人以上三百人未満	選出議員選挙会

第七条第三項中「若しくは地方事務所」を「地方事務所若しくは認定出先機関」に、「若しくは地方事務所から」を「地方事務所若しくは認定出先機関から」に、「十二糸」を「十キロメートル」に改める。

第九条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の坪数	区市町村		区	
	百五十坪未満	百五十坪以上	百五十坪未満	百五十坪以上
五六十坪未満	五六〇	一、四一〇	五六〇	一、三七一
五六十坪以上	五三〇	一、三九三	五三〇	一、二七五
五百坪未満	五〇〇	一、二二七	五〇〇	一、一〇九
五百坪以上	一、一〇〇	一、一〇九	一、一〇〇	一、一〇九

第十条第一項の表を次のように改める。

第九条第二項中「五百六十円」を「七百五十二円」に、「四百八十六円」を「六百八十六円」に、「三百八十八円」を「五百五十円」に改める。

学校以外の施設	学校		施設		演説会開催の時	演説会開催の日	区市町村	区				
	夜間	昼間	夜間	昼間				平日	休日	土曜日	日曜日	平日
六、五四五六	六、五四五六	四、三五五五	四、三五五五	二、三五五五	平日	休日	土曜日	日曜日	平日	休日	土曜日	日曜日
六、五四五六	六、五四五六	四、三五五九	四、三五五九	二、三五五九	平日	休日	土曜日	日曜日	平日	休日	土曜日	日曜日
六、五四五〇	六、五四五〇	四、三五五〇	四、三五五〇	二、三五五〇	平日	休日	土曜日	日曜日	平日	休日	土曜日	日曜日
五、九五〇	五、九五〇	五、九五〇	五、九五〇	三、九五〇	平日	休日	土曜日	日曜日	平日	休日	土曜日	日曜日
五、九五〇	五、九五〇	五、九五〇	五、九五〇	三、九五〇	平日	休日	土曜日	日曜日	平日	休日	土曜日	日曜日

第十条第二項中「一千四百九十三円」を「二千四円」に、「一千二百九十五円」を「千八百二十八円」に、「一千二十四円」を「千四百六十八円」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一  
都道府県

選挙人 の数		五十万人未満		五十万人以上	
未満		満十五万人未満		七十五万人以上	
五百万人未満		百万人未満		百五十万人以上	
六、七百四十一円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
六、六七九、九八円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
八、六六三、一四三円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
八、五九二、二三六円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
九、七二一、〇三五円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
九、六三四、一四〇円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満
一五、八三七、三〇円	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満	五百五十九万三千人未満

「先機圖」に改め、同項第一号から第六号までを次のよう改める。

「元機関」に改め、同項第一号から第六号までを次のように改める。

選挙人の数	五万人未満	十五万人以上未満	十五万人以上
額	四〇八、七八五円	五三五、四五五円	七〇八、二〇五円
			九〇四、九三五円

五  
区

## 二 都道府県の支庁又は地方事務所

二六六

選舉人の數	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
額	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
一八九、四二八円	三七〇、一七〇円	四三六、八四六円	六四八、〇三三円	全一、二五二円	上

七  
町村

選挙人の数	
額	満一千人未
二三〇円	一千人以上二千人未満
二〇二・五三円	二千人以上三千人未満
二九・八八三円	三千人以上五千人未満
四六・四五五円	五千人以上一万人未満
七〇・三三三円	一万以上二万人未満
八九・八五五円	二万人以上二二万未満
一二五・二〇元	二二万以上二三人未満

昭和二十一年二月二十六日 衆議院会議録第一四四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

三九九

昭和二十二年三月二十六日 衆議院会議録第二十四号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	選挙人		
	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上
五百万人以上	三百三十円	三百三十円	三百三十円
二百五十万人未満	一百二十円	一百二十円	一百二十円
一百五十万人以上	五十五円	五十五円	五十五円
二百万人未満	三十五円	三十五円	三十五円
市及び大都	二十円	二十円	二十円
都及ぶ大都	十五円	十五円	十五円
県市のある府	十円	十円	十円
道及び県	八円	八円	八円
市	六円	六円	六円

選挙人の数	選挙人		
	三十万人未満	三十万人以上	三十万人以上
三十万人未満	二千円	二千円	二千円
三十万人以上	一千円	一千円	一千円
三十万人以上	五百円	五百円	五百円
三十万人以上	三百円	三百円	三百円
三十万人以上	二百円	二百円	二百円
三十万人以上	一百円	一百円	一百円
三十万人以上	五十円	五十円	五十円
三十万人以上	三十円	三十円	三十円
三十万人以上	二十円	二十円	二十円
三十万人以上	十円	十円	十円
三十万人以上	八円	八円	八円
三十万人以上	六円	六円	六円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

選挙人の数	選挙人		
	三十万人未満	三十万人以上	三十万人以上
三十万人未満	二千円	二千円	二千円
三十万人以上	一千円	一千円	一千円
三十万人以上	五百円	五百円	五百円
三十万人以上	三百円	三百円	三百円
三十万人以上	二百円	二百円	二百円
三十万人以上	一百円	一百円	一百円
三十万人以上	五十円	五十円	五十円
三十万人以上	三十円	三十円	三十円
三十万人以上	二十円	二十円	二十円
三十万人以上	十円	十円	十円
三十万人以上	八円	八円	八円
三十万人以上	六円	六円	六円

三 認定出先機関

選挙人の数	選挙人		
	三十万人未満	三十万人以上	三十万人以上
三十万人未満	二千円	二千円	二千円
三十万人以上	一千円	一千円	一千円
三十万人以上	五百円	五百円	五百円
三十万人以上	三百円	三百円	三百円
三十万人以上	二百円	二百円	二百円
三十万人以上	一百円	一百円	一百円
三十万人以上	五十円	五十円	五十円
三十万人以上	三十円	三十円	三十円
三十万人以上	二十円	二十円	二十円
三十万人以上	十円	十円	十円
三十万人以上	八円	八円	八円
三十万人以上	六円	六円	六円

四 大都市

選挙人の数	選挙人		
	三十万人未満	三十万人以上	三十万人以上
三十万人未満	二千円	二千円	二千円
三十万人以上	一千円	一千円	一千円
三十万人以上	五百円	五百円	五百円
三十万人以上	三百円	三百円	三百円
三十万人以上	二百円	二百円	二百円
三十万人以上	一百円	一百円	一百円
三十万人以上	五十円	五十円	五十円
三十万人以上	三十円	三十円	三十円
三十万人以上	二十円	二十円	二十円
三十万人以上	十円	十円	十円
三十万人以上	八円	八円	八円
三十万人以上	六円	六円	六円

五 市

選挙人の数	選挙人		
	三十万人未満	三十万人以上	三十万人以上
三十万人未満	二千円	二千円	二千円
三十万人以上	一千円	一千円	一千円
三十万人以上	五百円	五百円	五百円
三十万人以上	三百円	三百円	三百円
三十万人以上	二百円	二百円	二百円
三十万人以上	一百円	一百円	一百円
三十万人以上	五十円	五十円	五十円
三十万人以上	三十円	三十円	三十円
三十万人以上	二十円	二十円	二十円
三十万人以上	十円	十円	十円
三十万人以上	八円	八円	八円
三十万人以上	六円	六円	六円

六 市

〔報告書は会議録追録に掲載〕

に交付するものの基準を改正する必要があるというのであります。

本案の内容を簡単に申し上げますと、第一は、超過勤務手当、人夫賃、

嘱託手当、旅費、通信費及び用紙費の単価を改訂することも、都道府県の事務費について、委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、最近の地方公務員の給与の実態、鉄道旅客運賃及び電信電話料金の改訂、物価の変動その他現行法施行の状況にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会

〔石坂繁君登壇〕

大国会議員の選挙等の執行經費の基準といたしましては、超額勤務手当、人夫賃、

嘱託手当、旅費、通信費及び用紙費の単価を改訂することも、都道府県の事務費について、委員会の審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

〔立会人費用弁償額を引き上げること、第三は、最近の都道府県の行政組合合理化のための地方事務所の廃止によるもの〕

〔田中国務大臣より提案理由の説明を聽取した後、慎重に審議を進めました

が、その詳細につきましては速記録によつて御承知願いたいと存じます。〕

〔委員会におきましては、三月十四日投票立会人、開票立会人及び選挙委員会の費用弁償額を引き上げること、第三は、最近の都道府県の行政組合合理化のための地方事務所の廃止によるもの〕

〔立会演説会、氏名掲示等選挙公営費については、公営の趣旨に即するよう経費の増額を可能ならしめるよう経費の増額を図ること。〕

〔二 投票、開票管理費及び同立会人並びに選挙立会人の費用弁償の額は、人夫賃、嘱託手当の額は実

七 町村

選挙人の数	選挙人		
	一千人未満	一千人以上二千人未満	一千人以上二千人以上三千人未満
一千人未満	一円	一円	一円
一千人以上二千人未満	一円	一円	一円
一千人以上二千人以上三千人未満	一円	一円	一円
三千人以上五千人未満	一円	一円	一円
五千人以上一万五千人未満	一円	一円	一円
一万五千人以上二万五千人未満	一円	一円	一円
二万五千人以上	一円	一円	一円

〔第十三条第四項及び第五項中「若しくは地方事務所」を「地方事務所若しくは認定出先機関」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。〕

〔六 支庁、地方事務所及び認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。〕

〔第十六条第一項の表中「三〇〇」を「二四〇」に、「二二〇」を「一八〇」に改める。〕

〔第十七条第二項中「二十八万八千五百三十三円」を「十九万六千七百三十八円」に改め、同条第三項中「三六、七八九」を「四九、四三〇」に、「二二、四五五」を「三一、三三五」に、「三一、九三三」を「六、七二二」に、「一九、四五八」を「一九、六〇八」に改める。〕

〔この法律は、公布の日から施行する。〕

〔かくて、三月二十二日採決の結果、全会一致をもつて本法案はこれを原案の通り可決すべきものと議決いたしました。〕

〔次いで、青木正君より提議された附帯決議は、全会一致をもつてこれまた可決せられました。〕

〔附帯決議を朗読いたします。〕

〔選挙は民主政治の基盤であつて、選挙が公明適正に行われることは絶対的要件である。〕

〔従つて選挙の執行の経費については、立会演説会、氏名掲示等選挙公営費については、公営の趣旨に即するよう経費の増額を図ること。〕

〔二 投票、開票管理費及び同立会人並びに選挙立会人の費用弁償の額は、人夫賃、嘱託手当の額は実

情に比し低額に過ぎるので増額を図ること。

三、補欠選挙等の執行経費を基準額の三分の二とするは不合理であるからこれが是正を図ること。

右決議する。

以上の御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第七、信用保証協会法の一部を改正する法律案をめぐる議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長福田篤泰君。

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法の一部を改正する法律

法律第百九十六号の一部を次のよう

に改正する。

第二十条の次に次の一条を加え

る。

(国の融資)

第二十条の二 政府は、協会に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条第一

項の規定による保証について、保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の利率は、年三分五厘以内において、政令で定める。

3 政府は、第一項の規定による貸付をする場合において、その貸付を行ふ目的を達成するため必要があるときは、貸付に条件を附するものとする。

第三十九条に次の一項を加える。

2 第二十条の二第一項の規定による貸付及び同条第三項の規定による貸付及び通商産業大臣が行うものとする。但し、通商産業大臣は、その貸付又は条件の附加を行おうとするときは、大臣が附則に協議しなければならない。

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔福田篤泰君登壇〕

○福田篤泰君 ただいま議題となりました信用保証協会法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過とその結果の概要を御報告申し上げます。

信用保証協会は、中小企業の信用力を

補完する機関でありまして、現在おおむね都道府県を区域として設置され

ております。その数は五十二となつております。

信用保証協会が創立されまして以来の債務保証承諾額の累計は現在までに約三千五百億円に上り、中小企業に対する金融円滑化のために重大なる役割を果して参ったのですが、

中小企業、特に零細企業に対する金融支援をはかるために信用保証協会の機能をますます強化しなければならない今日において、同協会の経営に対する援助を地方公共団体のみに限らねることはできませんので、ここに政策提案による附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党及び日本社会党共に提案による附帯決議案が提出されまして、社会党松平忠久君の趣旨弁明、自民党阿左美廣治君の賛成討論の後、これまた全会一致をもつて附帯決議を付することに決しました。

これは会議録を御参照願うことといたしまして、これにて御報告を終ります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、二月二十六日本委員会に付託され、三月一日に通商産業大臣より提案理由の説明があり、同日にわたり質疑を行い、二十二日採決を行いました。

同提案による附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもつて本提案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党及び日本社会党共に提案による附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもつて本提案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党及び日本社会党共に提案による附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもつて本提案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、自由民主党及び日本社会党共に提案による附帯決議案が提出されましたところ、全会一致をもつて本提案は可決すべきものと決した次第であります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第八とともに、内閣提出、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案及び昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案(内閣提出)

議を提出いたします。すなわち、この際、日程第八とともに、内閣提出、市

町村職員共済組合法の一部を改正する法律案及び昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案(内閣提出)

議を提出いたします。すなわち、この際、日程第八とともに、内閣提出、市

第六章 監督（第三十五条—第三十七条）	
第七章 捧則（第三十八条—第三十九条）	
第八章 罰則（第四十条—第四十一条）	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 公営企業金融公庫は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
(用語の意義)	
第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
一 公営企業 地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものをいう。	
二 地方債 地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二百八十九号）第四十四条（法人の不行行為能力）及び第五十条（法人	
五十条の規定によつて許可を受けた公営企業に係る地方債で、政府資金による引受けが行われないものをいう。	
(法人格)	
第三条 公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。	
(事務所)	
第四条 公庫は、事務所を東京都に置く。	
(資本金)	
第五条 公庫の資本金は、五億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する。	
(登記)	
第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。	
2 前項の規定により登記をする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。	
(名称の使用制限)	
第七条 公庫でない者は、公営企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。	
(民法の準用)	
第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条（法人の不	
の住所）の規定は、公庫について準用する。	
(役員)	
第九条 公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。	
(役員の職務及び権限)	
第十条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。	
2 理事は、理事長の定めるところにより、公庫を代表し、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行ふ。	
3 監事は、公庫の業務を監査する。	
(役員の兼任禁止)	
第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。	
(代表権の制限)	
第十五条 公庫と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。	
2 公庫は、前項第一号の場合において、当該地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可があるまでの間において特別の必要がありかつ、当該許可があることの見込が確実であるときに限り、当該許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付をすることができる。	
(業務の範囲)	
第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行ふ。	
一 地方債の資金の貸付又は証券発行の方法による地方債の応募	
二 前号に掲げる業務に附帯する業務	
(業務方法書)	
第二十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。	

<p>い。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第二十一条 公庫は、特別の必要がある場合においては、地方公共団体に対し、資金の貸付に関する調査事務の一部を委託することができる。</p> <p>2 公庫は、主務大臣の認可を受け、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、資金の貸付の決定については、この限りでない。</p> <p>(事業計画及び資金計画)</p> <p>第二十二条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第四章 公営企業債券</p> <p>(債券の発行)</p> <p>第二十三条 公庫は、公営企業債券(以下「債券」という。)を発行することができる。</p> <p>2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十七条 前四条に規定するものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>い。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、政令で定める。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第二十一条 公庫は、特別の必要がある場合においては、地方公共団体に対し、資金の貸付に関する調査事務の一部を委託することができる。</p> <p>2 公庫は、主務大臣の認可を受け、金融機関に対し、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、資金の貸付の決定については、この限りでない。</p> <p>(事業計画及び資金計画)</p> <p>第二十二条 公庫は、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第四章 公営企業債券</p> <p>(債券の発行)</p> <p>第二十三条 公庫は、公営企業債券(以下「債券」という。)を発行することができる。</p> <p>2 公庫は、前項の規定により債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十七条 前四条に規定するものほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>(一般担保)</p> <p>第二十四条 債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先づて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>(発行事務の委託)</p> <p>第二十五条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。</p> <p>2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。</p> <p>(政府保証)</p> <p>第二十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(予算及び決算)</p> <p>第二十八条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによること。</p>
<p>2 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。</p> <p>3 公庫は、第一項に規定する場合のほか、資金の借入をしてはならない。</p> <p>(国庫納付金)</p> <p>第二十九条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十日までに国庫に納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とす。</p> <p>3 公庫は、第一項に規定する場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第三十条 公庫は、次の方法によること。</p> <p>3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。</p>
<p>2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。</p> <p>第六章 監督</p>	<p>2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>第三十二条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、第二十一条第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託者」という。)に対し、資金の貸付に必要な資金を交付することができる。</p> <p>(会計帳簿)</p> <p>第三十三条 公庫は、主務大臣の定めによるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。</p> <p>3 破産の宣告を受けたとき。</p>

四 心身の故障により職務を執ることのできないとき。

(報告及び検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めることは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対する場合は、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣)

第三十八条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大臣とする。

(恩給)

第三十九条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条において「公務員」といふ。)又は同条に規定する公務員とみなされるもの(以下本条において「公務員とみなされるもの」となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき)公庫の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公庫の職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者は又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

(第八章 罰則)

第四十条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

4 第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、公庫の職員としての就職を再開したとき。

6 公庫は、第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十一条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公庫の職員であつた者は、一万円以下の過料に処する。

7 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の引継を受けた後、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 公庫は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(登録税法の一部改正)

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条各号列記以外の部分中「第二号ノ七」を「第二号ノ八」に改め、同条中第二号ノ八を第二号ノ九とし、第二号ノ七を第二号ノ八とし、第二号ノ六の次に次の二号を加える。

二ノ七 公営企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の一部改正)

10 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ四ノ二の次に次の二号を加える。

五ノ四ノ三 公営企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

11 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「及び北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

12 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道東北開

第四条第二号中「北海道東北開発公庫」の下に「公営企業金融公庫」を加える。

13 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の三を第六号の四とし、第六号の二の次に次の二号を加える。

六の三 公営企業金融公庫を監督すること。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び公営企業金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「長期借入金の限度額」とし、公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第二百四号)第三十条の規定による短期借入金を除く。に改め、同項第三号中「北海道東北開発債券」の下に「及び公営企業債券」を加え、同条第三項中「北海道東北開発債券」の下に「公営企業金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「北海道東北開

16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「北海道東北開発公庫」の下に「公営企業金融公庫」を加える。

17 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十九条の退職年金」を「退職年金」の規定による退職年金又は「退職年金」に改め、同条に次二項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員でつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算し

18 自治厅設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 公営企業金融公庫を監督すること。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

七 公営企業金融公庫を監督すること。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第五条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三条第二項中「第三十九条の退職年金」を「退職年金」の規定による退職年金又は「退職年金」に改め、同条に次二項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算し

規約の変更をしたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合は、前項に規定する政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを自治府令で定める重要な変更並びに改める。

第五条第一項第二号中「予算の決定及び」を「事業計画書の作成及び総理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第五条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第九条第二項中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第十三条第二項中「第三十九条の退職年金」を「退職年金」の規定による退職年金又は「退職年金」に改め、同条に次二項を加える。

3 組合員がその資格を喪失した後再びもとの組合又はこの法律による他の組合の組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、合算する。ただし、前後の組合員であつた期間を合算し

た期間が二十年に達しないときは、退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき組合員の期間の計算について、この限りでない。

4 組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に再び組合員の資格を取得した場合における後の期間の計算については、第一項の規定にかかわらず、その再び組合員の資格を取得した月は、その期間に算入しない。

第十四条第一項中「組合から退職年金」の下に「若しくは廢疾年金」を加え、「退職年金を受ける権利を有しない者」を「退職年金又は廢疾年金」を受ける権利を有しない者に改め、同条第三項中「組合員で船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険の被保険者であるもの（以下「船員である組合員」という。）を下に「船員である組合員」という。」を第三章第一節中第二十九条の次に（不正受給者等からの費用の徴収）の第一条を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に（不正受給者等からの費用の徴収）

第二十九条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用（その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の全部又は一部を徴収することがである。

2 前項の場合において、第三十二条第一項第三号に規定する保健医療機関において診療に従事する保健医（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五の規定により登録を受けた医師をいふ。以下同じ。）が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたもので

第二十七条に次の一項を加える。  
2 前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

第二十九条中「給付を受ける権利を有する者」の下に「（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。）」を加える。

第三章第一節中第二十九条の次に（不正受給者等からの費用の徴収）

第二十九条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用（その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の全部又は一部を徴収することがである。

第三章第一節中第二十九条の次に（不正受給者等からの費用の徴収）

第二十九条の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用（その給付が療養の給付であるときは、第三十一条第一項第二号又は第三号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の全部又は一部を徴収することがである。

2 組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、總理府令で定める。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾患については、これらの給付（國家公務員共済組合法又は公

共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）による下一部負担金」という。に相当する金額を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」に改め、同条

第三十三条の見出し中「保健医等」を「保健医療機関等に改め、同条中「保健医又は保健薬剤師」を「保健医療機関又は保健薬剤師」に、「厚生大臣の定める基準（当該基準の範囲内において組合と当該保健医療機関又は保健薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準）によつて」に、

「専光共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を加え、「又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者」を「の被保険者又は船員」に改める。

第三十四条を次のように改める。  
(保健医療機関等の療養担当等)

第三十四条 保健医療機関若しくは保健薬局又はこれらにおいて診療及び配偶者分べん費」に改め、同条第

医師、薬剤師又はその他の医療機関から「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を「薬剤がかかる」として前項の徴収金を納付させることができる。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾患については、これらの給付（國家公務員共済組合法又は公

共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）による下一部負担金」という。に相当する金額を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」に改め、同条

第三十三条の見出し中「保健医等」を「保健医療機関等に改め、同条中「保健医又は保健薬剤師」を「保健医療機関又は保健薬剤師」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾患については、これらの給付（國家公務員共済組合法又は公

共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）による下一部負担金」という。に相当する金額を規約で定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定した一部負担金（以下「一部負担金」という。）に相当する金額の全部又は一部」に改め、同条

第三十三条の見出し中「保健医等」を「保健医療機関等に改め、同条中「保健医又は保健薬剤師」を「保健医療機関又は保健薬剤師」に、「第三十一条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾患については、これらの給付（國家公務員共済組合法又は公



者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされていた退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の二条を加える。

(再就職した場合の廃疾年金の停止等)

第二条 前項の規定により廃疾年金の支給を停止する。

第三条 前項の規定により廃疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時に別表第二に掲げる程度の廃疾の程度に応じて、廃疾年金の額を改定する。

第四条 前項の規定により廃疾年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の廃疾年金の基礎となる廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の廃疾年金の基礎となつた廃疾の程度が改定廃疾年金の基

础となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額)に、組合員であつた期間二十年をこえる二十年に至るまではその十年をこえる期間のうち後の組合員であつた期間一年につき再び退職した当時の給料日額の三日分に相当する額を、二十年をこえる期間についてはその期間のうち後の組合員であつた期間一年につき当該給料日額の四日分に相当する額を加算した額より少ないとときは、その額をもつて改定廃疾年金の額とする。

第四十七条第一項を次のように改める。

第六十五条に次の二項を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員恩給組合と共同して行ふ等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第二項中「前項の掛金は、」の下に「政令で定めるところにより、」を加える。

第六十七条第二項中「予算」を「事業計画書」に改める。

第七十二条第三項第二号中「予算」の決定及び「事業計画書の作成及び監理府令で定める重要な変更並びに」に改める。

第七十七条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「前項」を「第二項」に、「第六十五条第二号」を「第六十六条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第六十八条第一項中「附則第十四条」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十四条の見出し中「予算」を「事業計画書」に改め、同条第一項中「収入及び支出の予算」及び「予算」を「事業計画書」に、「重要な」を「總理府令で定める重要な」に、「加えようとするとき」を「加えたとき」に改め、同条第二項中「予算」を「事業計画書」に、「決算完結後一月」を「事業年度終了後二月」に改める。

第八十五条中「運用」を「管理」に改める。

第六十九条 船員である組合員の船員である組合員であつた期間(船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。)の計算については、船員保険法の規定による。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなし。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を加えた期間)が二十年未満である者(船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する

第三章第八節中第六十四条の次に次の二項を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第七十八条第一項中「附則第十四条」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第八十三条第二項を削る。

第八十三条第二項中「立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第八十八条中「施設」の下に「(土地を含む。)」を加える。

第九十条及び第九十一条を次のよう改める。

第九十条 船員である組合員の船員である組合員若しくは船員の計算については、船員保険法の規定による。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなし。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を加えた期間)が二十年未満である者(船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する

係者に対し質問をさせ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは「」に、「診療簿」を「診療録」に改め、同条第四項中「立入検査」を「質問をし、又は検査」に改め、同条第五項中「立入検査」を「質問をし」に改める。

第九十条 船員である組合員の船員である組合員若しくは船員の計算については、船員保険法の規定による。

2 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する退職給付、廃疾給付又は遺族給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなし。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間(船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を加えた期間)が二十年未満である者(船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当する

者を除く。)については、船員である組合員であつた期間(組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれえた期間)を組合員であつた期間とする。

3 船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族が、第九十一条の二の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付の基礎となるべき組合員の期間の計算については、前項の規定にかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

第九十二条 船員である組合員又は船員である組合員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第二号に該当するものに対するこの法律の適用については、第

十三条第三項、第四十一条第二項、第四十三条第一項、第四十六条第三項及び第四項、第五十二条、第五十三条並びに附則第十六項中「二十年」とあるのは「十五年」とし、第四十条第二項中「四月分」とあるのは「三月分」とし、「二十年以上一年を増すことにその一年につき給料日額の四日分」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増す」とにその一年につき給料日額の六日分、二十年以上にその一年につき給料日額の四日分」とし、第四十二条第三項中「四日分」とあるのは「四日分（組合員であつた期間二十年に達するまでは六日分）」とする。

第九十二条の次に次の二条を加える。

第九十三条の二 船員である組合員又は船員である組合員であつた者との船員である期間又は船員であつた期間に係る給付は、第三章、第九条第二項及び前条の規定にかかるらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月以後その者が組合員である間は、その支給を停止する。

第九十四条 第十九条を削る。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第十六項中「同項に規定する組合員」の下に「(次項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員を除く。)を加え、「これを退職とみなす。」を「その前に退職したものと

員保険法の規定による給付(失業にに関する給付を除く。)とすることができる。

第九十二条中「船員である組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、船員保険の被保険者」を「組合員でない船員であつた期間は、船員に「前条」を「前二条」に改める。

第九十七条を次のように改める。

(罰則) 第九十七条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれららの者を使用する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対しても正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

17 附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれらの給付に関する規定を受けない組合員となつた場合に準用する。

附則第十八項を次のように改める。

18 附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれららの給付に関する規定を受けない組合員となつた場合に準用する。

附則第十九項の次に次の二項を加える。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

41 第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付を受けける権利を

みなし。」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は、当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第五十五項を附則第五十七項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを二項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の二項を加える。

33 第二項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる国家公務員共済組合の組合員であつた期間のうち国家公務員共済組合法第九十五条に規定する控除期間を含むものとし、以下この項において「控除期間」という。」に改める。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を附則第十六項とする。

この場合においては、市町村は、当該組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

附則第十五項の規定は、前項の規定により退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員がこれららの給付に関する規定を受けない組合員となつた場合に準用する。

附則第十九項の次に次の二項を加える。

40 適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

41 第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付を受けける権利を

有する者について準用する。この場合において、第九条第一項中「組合の給付」として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に相

當する給付以外の給付」と、同条第一項中「この法律に基く給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条同項第三号及び第四号に規定する事業」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付」と読み替えるものとする。

## 官報(号外)

の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

別表第四の廻疾の状態の欄中「言語の機能に著しい」を「言語の機能に」に改める。

### 附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条の改正規定、第九十八条を削る改正規定並びに附則第四条から第七条まで及び第十七条の規定(以

下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という)は、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第一号)の施行の日から施行する。

(組合員の期間の計算方法に関する経過措置)  
第二条 改正後の市町村職員共済組合法(以下「新法」という)第十三条第三項の規定は、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものとの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

(時効に関する経過措置)  
第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であった者のその停止されていていた期間についても、適用する。

(組合の契約する医療機関等に関する経過措置)  
第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払ったことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるも

に規定する医療機関は、昭和三十一年三月三十一日までの間は、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に関する経過措置)  
第五条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかるわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを行わない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

(退職年金受給者に関する経過措置)  
第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払ったことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるも

(療養費に関する経過措置)  
第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金受給者に関する経過措置)  
第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により退職年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により退職年金の支給を受けた者も、適用する。

(第八条 新法第四十一条第三項の規定)  
第九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。  
(廻疾年金受給者等に関する経過措置)  
第十条 新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行

前に旧法第四十七条の規定による廻疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

前記の規定による廻疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

## (遺族年金の失権に関する経過措置)

第十四条 新法第五十条第二項第二号の規定は、この法律の施行の際遣族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)

第十五条 昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算について

中「その期間に二分の一」を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

(従前の給付に関する経過措置)  
第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)  
第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

## (印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第二号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル團体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。

附則第十三条中「昭和三十二年四月」を「昭和三十一年七月」に改める。

附則第十三条中「昭和三十二年四月」を「昭和三十一年七月」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

[報告書は会議録追録に掲載]

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律

昭和三十一年三月二十六日 衆議院会議録第二十四号 公営企業金融公庫法案外二案

後段の規定による同法の施行」に改める。

附則第四条中「昭和三十一年三月三十日までの間は、」を「健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の日から起算して三月間は、」に改め

る。

附則第八条中「昭和三十一年四月一日」を「昭和三十一年七月一日」に改める。

附則第十三条中「昭和三十二年四月」を「昭和三十一年七月」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

[報告書は会議録追録に掲載]

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案

昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律

に生じた特別の事情を考慮して交付すべき特別交付税の額の合算額を控除した限度とし、当該限度内の額を

昭和三十一年度内に交付しないで、これを地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第六条第二項の

当該年度の前年度以前の交付税で、まだ交付していない額として、昭和三十二年度の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附 則

庫の発行する公営企業債券については政府がその元利の支払いを保証するものとし、その発行額は昭和三十一年度において七十億円が予定されています。また、会計については、公庫は業務上の余裕金を国債の保有及び資金運用部へ預託のほか、銀行への預金についても運用できるものとし、短期借入金は債券の前借として必要な場合に限り金融機関から借り入れができるものと

しております。監督については、公庫は、内閣総理大臣及び大蔵大臣を主務大臣として、その監督を受けることに

なっております。以上が本

案件の概要を御報告申し上げます。

本法案は、公営企業の健全な運営に資するため、特に低利かつ安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企

業の地方債につき、当該地方公共団体

に対しその資金を融通する公営企業金融公庫を創設することを目的とし、これに必要なその役職員、業務、会計その他の所要事項を定めようとするもの

です。

本案は、去る三月四日本委員会に付

託、翌五日田中国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議し、同

月二十二日質疑を終了いたしました。

質疑の内容は会議録についてごらんを願うこといたしたいと思うのでござ

ります。

次いで、討論に入り、龜山委員は自

由民主党を、また北山委員は日本社会

法案の内容をきわめて簡単に申し上

げますと、本公庫は、資本金五億円、

党をそれぞれ代表して賛意を表明され、採決の結果、賛成総員をもって本案は可決すべきものと決しました。その際、自由民主党及び日本社会党両党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出せられ、亀山委員よりその趣旨の説明がありました。採決の結果、これまた賛成総員をもってこれを付すべしと決した次第でござります。

附帯決議の全文は次の通りであります。

#### 附帯決議

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意して、その運営の適正をはかるべきである。

一、地方債の一般会計分は、全額政府資金を以つて充てること。

一、公庫の出資金及び政府保証による公庫債の限度額は、今後更に増額をはかるとともに公庫資金の貸付については、できる限り低利にすること。

一、将来公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

右決議する。

次に、ただいま議題になりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申します。

本法案は、さきに、第二十四回国会において、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正に照応した改正を行ふべく政府より提出せられ、すでに本院において修正可決されたものでござりますが、参議院において、御承知のように、健康保険法一部改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において再び提出され、自來、継続審査となつておつたものでございます。

本法案の内容は、健康保険法の改正に伴い医療機関等の規定に所要の改正を行ふとともに、療養の給付について組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただ、この場合、組合は当分の間これにより生じた余裕財源で一部負担金の払い戻し等を行い得るものとすること、次に、国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改訂のほか、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整することいたしております。その他、組合運営の実情にかんがみ、組合の規約変更の手續を簡素化し、組合の福祉事業に

ついては町村職員恩給組合と共同する等、その事業を総合的に行うこと、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を調整することなどの諸点でございます。

本法律案は、十二月二十日本委員会に付託、三月二十日田中国務大臣より提案理由の説明を聽取し、本二十六日において修正可決されたものでござりますが、参議院において、御承知のように、健康保険法一部改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において再び提出され、自來、継続審査となつておつたものでございます。

次いで、施行期日につき必要な改正を加える内容の修正案が亀山幸一君より提出され、その提案理由の説明を聽取した後、討論を省略、採決の結果、修正案は賛成多数をもつて可決され、この修正部分を除く原案もまた賛成多数をもつて可決すべきものと決しました。

次に、ただいま議題となりました昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案件は、去る二月二十一日本委員会に付託、同二十八日田中国務大臣より提案理由の説明を聽取し、自來、慎重審議いたしました。

その論議の中心となりましたのは、「税の自然増収による地方交付税の増額は、当該年度分の決算の後、当然当該年度清算分として翌々年度分の地方交付税の總額に加算して配分せらるべきものであるから、この増額分は法律もつてその補てん措置を講すべき性質のものであるから、その実現に努力する」との答弁があつたのでございました。

本日質疑を終了いたしまして、直ちに討論に入り、北山愛郎君は日本社会

ついては町村職員恩給組合と共同する等、その事業を総合的に行うこと、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を調整することなどの諸点でございます。

本法律案は、十二月二十日本委員会に付託、三月二十日田中国務大臣より提案理由の説明を聽取し、本二十六日において修正可決されたものでござりますが、参議院において、御承知のように、健康保険法一部改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において再び提出され、自來、継続審査となつておつたものでございます。

本法案の内容は、健康保険法の改正に伴い医療機関等の規定に所要の改正を行ふとともに、療養の給付について組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただ、この場合、組合は当分の間これにより生じた余裕財源で一部負担金の払い戻し等を行い得るものとすること、次に、国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改訂のほか、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整することいたしております。その他、組合運営の実情にかんがみ、組合の規約変更の手續を簡素化し、組合の福祉事業に

ついては町村職員恩給組合と共同する等、その事業を総合的に行うこと、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を調整することなどの諸点でございます。

本法律案は、十二月二十日本委員会に付託、三月二十日田中国務大臣より提案理由の説明を聽取し、本二十六日において修正可決されたものでござりますが、参議院において、御承知のように、健康保険法一部改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において再び提出され、自來、継続審査となつておつたものでございます。

本法案の内容は、健康保険法の改正に伴い医療機関等の規定に所要の改正を行ふとともに、療養の給付について組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただ、この場合、組合は当分の間これにより生じた余裕財源で一部負担金の払い戻し等を行い得るものとすること、次に、国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改訂のほか、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整することいたしております。その他、組合運営の実情にかんがみ、組合の規約変更の手續を簡素化し、組合の福祉事業に

ついては町村職員恩給組合と共同する等、その事業を総合的に行うこと、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を調整することなどの諸点でございます。

本法律案は、十二月二十日本委員会に付託、三月二十日田中国務大臣より提案理由の説明を聽取し、本二十六日において修正可決されたものでござりますが、参議院において、御承知のように、健康保険法一部改正案とともに審議未了となり、第二十五回国会において再び提出され、自來、継続審査となつておつたものでございます。

本法案の内容は、健康保険法の改正に伴い医療機関等の規定に所要の改正を行ふとともに、療養の給付について組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただ、この場合、組合は当分の間これにより生じた余裕財源で一部負担金の払い戻し等を行い得るものとすること、次に、国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改訂のほか、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整することいたしております。その他、組合運営の実情にかんがみ、組合の規約変更の手續を簡素化し、組合の福祉事業に

を、また、鈴木直人君は自由民主党を代表して賛成の意見を述べられました。

採決の結果、賛成多数をもつて本案は可決すべきものと決した次第でござります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。日程第八につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案及び昭和三十一年度分として交付税に関する特例に関する法律案の両案を一括して採決いたします。両案中、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でありました。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。両案とも委員長報告の通り決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告の通り決しました。

日程第九 公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出)	日程第十 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第十一 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)	日程第十二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(内閣提出)

公衆衛生修学資金貸与法案	公衆衛生修学資金貸与法
(この法律の目的)	第一条 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに對し、修学資金を貸与することを目的とする。

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来保健所に勤務しようとするとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができること。	第三条 修学資金は、貸与の契約による日から、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日(以下「実地修練」といふ)を下單に「実地修練」という)を行つている者
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」という。)の医学部又は歯学部の学生であつて、医学又は歯学を専攻するもの	一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行はず、又は実地修練をやめたとき。

四 第四条 政府は、第一条の規定により修学資金を貸与する旨の契約を結ぶ場合には、当該年度において結ばれる契約に基いて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにならなければならない。	五 死亡したとき。
六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。	六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。
七 政府は、公衆衛生修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受	七 政府は、公衆衛生修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受

けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修

学資金があるときは、その修学資金は、当該公衆衛生修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 政府は、公衆衛生修学生が正当の理由がなくて第十二条に規定する学業成績表の提出を行わず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

## 二 前号に規定する在職期間中に

公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

（返還）

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するにつたときは、返還の債務の免除を受けることができる。

一 医学を專攻した者にあつては

実地修練を終了した後、歯学を専攻した者は、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は公衆衛生行政を所管する政令で定めるその他の機関に在職した場合において、その引き続く在職期間のうち医師又は歯科医師となつた後、期間が、修学資

金の貸与を受けた期間（前条第一款の規定による除外）の二分の三に相当する期間（第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、返還しなければならない。

二 項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないと

きは、三年とする。）に達したときは、三年とする。）に達したとき、ただし、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつた場合に限る。

（二）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないと

きは、三年とする。）に達したとき、

一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

二 貸与を受けた者が医学を専攻した者であるときは実地修練を終了した後、歯学を専攻した者であるときは大学を卒業した後、直ちに保健所の職員とならなかつたとき。

三 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた後に死亡し、又は

保健所若しくは前条第一項第一号に規定する機関の職員でなく

なつたとき（同条同項第二号に該当するときを除く。）。

四 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師とならなかつたとき。

（返還の債務の裁量免除）

第五条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めると

ころにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く）の二分の一に相当する期間（第六条第二項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、返還しなければなら

なければならない。

（返還の債務の裁量免除）

第六条 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所又は第七条第一項第一号に規定する機関に、通算

して修学資金の貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与受けた者が、医師若しくは歯科医師となつた後保健所若しくは第七

条第一項第一号に規定する機関に提出する等）

第十二条 公衆衛生修学生は、厚生省令で定めるところにより、毎年

学業成績表を厚生大臣に提出し、

及び健康診断を受けなければなら

ない。

（省令への委任）

第十三条 この法律で政令に委任す

るものと除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に

について必要な細則は、厚生省令で

（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部を免除することができる。

修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

二 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国

の債権の管理等に関する法律（昭

和三十一年法律第百十四号）第二

三条以上在職したときは、政令の

定めるところにより、修学資金の

返還の債務の一部を免除すること

ができる。

（延滞利息）

第十四条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返

還しなかつたときは、当該返還す

べき日の翌日から返還の日までの

期間に応じ、返還すべき額百円に

つき一日四銭の割合で計算した延

滞利息を支払わなければなら

い。

（学業成績表の提出等）

第十五条 公衆衛生修学生は、厚生省令で定めるところにより、毎年

学業成績表を厚生大臣に提出し、

及び健康診断を受けなければなら

ない。

（省令への委任）

第十六条 この法律で政令に委任す

るものと除くほか、この法律の実

施のための手続その他その執行に

について必要な細則は、厚生省令で

認められる場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、

修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

## 附則

[報告書は会議録追録に掲載]

第十三条第一項中「金額と同額の

- 1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

- 2 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百一十一号）の一部を次のよう改定する。

- 第五条第二十二号の次に次の二号を加える。

- 二十二の二 公衆衛生修学資金貸付法（昭和三十二年法律第一号）の定めるところにより、公衆衛生修学資金を貸与すること。

- 第九条第一項第六号の次に次の二号を加える。

- 六の二 公衆衛生修学資金貸付法を施行すること。

- 第三印紙税法（明治三十一年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

- 第五条第六号ノ七の次に次の二号を加える。

- 六ノ七ノ一 公衆衛生修学資金貸付法ニ依ル公衆衛生修学資金金付テノ消費貸借ニ関スル証書

- 四 昭和三十二年度においては、第四条中「予算で定める金額」とあるのは、「四千四百七十三万円」と読み替えるものとする。

## 目次

三 前二号に掲げる者のほか、原

子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の

放射能の影響を受けるような事

情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号

に規定する事由に該当した當時

その者の胎児であつた者

第二章 健康管理

(被爆者健康手帳)

第三条 被爆者健康手帳の交付を受

けようとする者は、その居住地

(居住地を有しないときは、その

現在地とする。以下同じ。)の都道

府県知事(その居住地が広島市又

は長崎市であるときは、当該市

長とする。以下同じ。)に申請しな

ければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基いて審査し、申請者が前条各号

の一に該当すると認めるときは、

その者に被爆者健康手帳を交付す

るものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事

項は、政令で定める。

(健康診断)

4 第四条 都道府県知事は、被爆者に

対し、毎年、厚生省令で定めると

ころにより、健康診断を行ふものとする。

(健康診断に關する記録)

第五条 都道府県知事は、前条の規

定により健康診断を行つたとき

は、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期

間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診

断を受けた者に対しても必要な指導を行うものとする。

### 第三章 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負

傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その

者の治ゆ能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

### 六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医

療機関（以下「指定医療機関」といふ。）に委託して行うものとする。

(認定)

第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、

あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければ

ならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行

うに当つては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、当該負傷又は疾

病が原子爆弾の傷害作用に起因する

こと又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を

担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えないなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき

理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行つては、

あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

(指定医療機関の義務)

第六条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行つて、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならぬ。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(報告の請求及び検査)

第七条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができない。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を

報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めることによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由によつて、指定医療機関以外の者から第

七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から

第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

4 前項の規定によつて支給する医療の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができ

る診療報酬の例により算定し

た額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができな

その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだとき

は、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由によつて、指定医療機関以外の者から第

七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から

第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療の額は、第十一条の規定によ

り指定医療機関が請求することができ

る診療報酬の例により算定し

た額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができな

3 厚生大臣は、第一項の規定によ

り医療費を支給するについて必要

があるときは、当該医療を行つた

者又はこれを使用する者に対し、

他の物件の提示を命じ、又は当該

職員をして質問させることができ

る。

第四章 原子爆弾被爆者医療

審議会

(設置及び権限)

第十五条 厚生大臣の諮詢に応じ、

被爆者の医療等に関する重要な事項

を調査審議させるため、厚生省

に、附属機関として、原子爆弾被

爆者医療審議会（以下「審議会」と

いふ）を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、國務各大臣に意見を具申することができる。

（委員）

第十六条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び

關係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。  
4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)  
第十七条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 雑則

### (非課税)

第十八条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

### (差押の禁止)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

### (交付金)

第二十条 国は、政令の定めるところにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用については、広島市又は長崎市とする。）に

交付する。

### (権限の委任)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

### 附則

#### (施行期日)

2 第二条各号の一に該当する者

(経過規定)

第二十二条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めることにより、都道府県知事に委任することができる。

### (省令への委任)

3 第二条各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、

4 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行

について必要な細則は、厚生省令で定める。

3 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第五条 第二十号の次に次の一号

を加える。

第六十一条 第二十二条第三項又は

原子弹被爆者医療等に関する

等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）第二十二条第三項

「原子弹被爆者医療等に関する」

第三項を「、未帰還者留戸家族

等援護法（昭和二十八年法律第一百六十一号）第二十二条第三項又は

原子弹被爆者医療等に関する

病者戻還者遺族等援護法第十九条

「原子弹被爆者医療等に関する」

第三項を「、原子弹被爆者医療等に関する

病者戻還者遺族等援護法第十九条

「原子弹被爆者医療等に関する」

第三項を「、原子弹被爆者医療等に関する」

者健康手帳を受けないでも被爆者とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)  
年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項を「、未帰還者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項又は

原子弹被爆者医療等に関する

第三項を「、未帰還者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項又は

原子弹被爆者医療等に関する

第三項第二項中「又は未帰還者

者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項を「、未帰還者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項又は

原子弹被爆者医療等に関する

第三項を「、未帰還者留戸家族等援護法(昭和二十八年法律第一百六十一号) 第二十二条第三項又は

百六十四号）若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第一号）」に、「若しくは育成医療の給付」を、育成医療の給付若しくは医療の給付に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「若しくは児童福祉法」を、「児童福祉法若しくは原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」に、「若しくは育成医療の給付」を、「育成医療の給付若しくは医療の給付」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三を次のように改める。

（失業保険金額の自動的変更）

第十七条の三 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均給与額（以下平均給与額という。）が、失業保険金額表の制定又は改正の基礎となつた平均給与額の百分の百二十を

超え、又は百分の八十を下るに至つた場合において、その状態が繼續するときには、その平均給与額の上昇し、又は低下した比率に応じて、失業保険金額表における第十七条但書に規定する額(その額が本項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下同じ。)を変更した上、失業保険金額表を改正しなければならない。

前項の規定により失業保険金額表が改正された場合において、改正の基礎となつた平均給与額が、当該平均給与額に係る月の前二ヶ月のいずれかの月の平均給与額の百分の百二十を超える、又は百分の八十を下るものであるときは、改正の基礎となつた平均給与額に係る月前に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金については、改正後の失業保険金額表は、これを適用しない。この場合において、労働大臣は、当該受給資格者に支給すべき失業保険金について、中央職業安定審議会の意見を聞いて、その者の離職した日の属する月の平均給与額に対する改正の基礎となつた平均給与額の上昇又は低下の比率を考慮して、改正の基礎となつた平均給与額に係る

月以後に離職した受給資格者に支給すべき失業保険金の日額と均衡を失しないように、失業保険金の日額をあらたに定めるものとする。但し、変更後の第十七条各項但書に規定する額を超えてはならない。

第三十五条第四項中「(特別区を含む。以下同じ。)」を「(特別区を含む。以下本条において同じ。)」に改める。

第三十八条の二ただし書中「同一事業主に雇用された者」の下に「(第三十八条の五第二項但書の認可を受けた者を除く。)」を加える。

第三十八条の三第一項第一号中「公共職業安定所の所在する市(東京都の区の存する区域を含む。)町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域」を「特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の全部又は一部の区域であつて労働大臣が指定するもの」に改め、同条に次の二項を加える。

労働大臣は、第一項の規定による指定については、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならぬ。

第三十八条の五第二項に次のたゞしし書を加える。  
但し、公共職業安定所長の認可を受けた場合は、この限りでない。  
第三十八条の六第二項中「同一事業主に雇用され」を「同一事業主に雇用された場合（前条第二項但書の認可を受けた場合を除く。）において、「前条第二項」を「前条第二項本文」に改める。  
第三十九条の八中「第一級百四十円、第二級九十円」を「第一級二百円、第二級百四十円」に改める。  
第三十九条の十一第一項中「第一級六円、第二級五円」を「第一級十円、第二級六円」に、「百六十円」を「二百八十円」に改め、同条第二項を次のように改める。  
日雇労働被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、それぞれ第一級については五円、第二級については三円とする。  
第三十八条の十五第一項ただし書の中「その者が」の下に「第三十八条の五第二項但書の認可を受けた場合は」を加える。  
1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第三十八条の八の改正規定は、昭和三十二年五月五日から施行する。

附  
別

2 この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に受給資格者である者について改正前の失業保険法（以下「旧法」といふ。）第十七条の三第二項の規定により支給すべき失業保険金の日額は、改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第十七条の三第二項後段の規定により定められたものとなつた。

3 この法律（第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際現に旧法第三十八条の三第一項の規定により指定されている市町村の区域及び事業所は、新法第三十八条の三第一項及び第三項の規定により指定されたものとなつた。

4 昭和三十二年五月において新法第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金は、新法第三十八条の九第二項の規定にかかるらず、日雇労働被保険者が同年四月において雇用された日について納付された保険料のうち、第一級の保険料が十四日分以上の場合は第一級の失業保険金の日額によるものとし、第一級の保険料が十四日分に満たない場合は第二級の失業保険金の日額によるものとする。

5 新法第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十

二年四月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保險者が同日前ににおいて雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君  
ただいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案、結核予防法の一部を改正する法律案、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案及び失業保険法の一部を改正する法律案の五法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申しあげます。

まず、公衆衛生修学資金貸与法案について申し上げますれば、戦後におけるわが国の公衆衛生行政は飛躍的発展を見たのであります。公衆衛生行政の第一線機関ともいべき保健所の基幹職員たる医師、歯科医師についても、公衆衛生方面に対する関心の少いこと及び民間の医療機関に比べて著しく給与の低いこと等の理由により、その充足についてはすこぶる困難をきわめ、現在数は所要定員を大幅に下回る実情であり、公衆衛生諸施策の実施に重大なる支障を生ずることが懸念されますので、今回学資貸与の道を開くことにより保健所勤務医師等の質的並びに量的充実をはかるうとするのが、政府の本法案提案の理由でございます。本案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本月十八日審議に入りましたが、二十日の委員会において質疑を終了し、同二十二日討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致可決いたしました次第でございました。

次いで、本案について滝井委員より附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられ、その趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議

政府は、社会保障制度審議会の医療保障制度に関する勧告を尊重し、急速、抜本的に結核撲滅対策を樹立すべきであり、その過渡的措置として、至急に結核予防法第三十四条及び第五十七条を改正し、結核医療費に対する公費負担の義務化とその負担率の実施を必要とするため、今回、現行結核予防法の一部を改正し、從来本法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種について受診者またはその保護者から徴収できることとなつております。実費徴収を廃止し、その経費はすべてこれを公費負担とすることとして、健康診断、予防接種の徹底をはかるうとするのが、政府の本法案提出の理由及び概要であります。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。まず、母子相談員に要する費用はその二分の一を国が負担する規定の存する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として、母子家庭等に生業資金その他各種の貸付金を貸与いたしておるのであります。が、地方財政の窮乏等の事情もあり、貸付金の財源が十分でないため、母子家庭等からの借り入れ申し込みに対し十分応ずることができない実情にあるのでござります。よって、今回、國の都道府県に対する貸付率を行の二分の一から三分の二に引き上げて、國は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより貸付金の財源を確保して、母子家庭の福祉を一そろ増進いたそうとするが、政府の本法案の提案の理由であります。

本法案は、二月二十五日本委員会に付託せられ、本月十五日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、去る二十日の委員会において質疑を終了いたし、二十二日討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたした次第でございました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

なお、山下委員より次の附帯決議を付する動議が提出せられ、同委員より趣旨の説明がありました。朗読いたします。

現在、母子福祉資金について、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として、母子家庭等に生業資金その他各種の貸付金を貸与いたしておるのであります。が、地方財政の窮乏等の事情もあり、貸付金の財源が十分でないため、母子家庭等からの借り入れ申し込みに対し十分応ずることができない実情にあるのでござります。よって、今回、國の都道府県に対する貸付率を行の二分の一から三分の二に引き上げて、母子相談員の活動の一層の充実と同様の予算措置を講ずることとして、母子相談員の活動の一層の充実における婦人相談員の場合における給については事実上円滑を欠く場合にも拘らず現在その適用が停止されましたが、二十二日討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次いで、本案について滝井委員より附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられ、その趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議

政府は、社会保障制度審議会の医療保障制度に関する勧告を尊重し、急速、抜本的に結核撲滅対策を樹立すべきであり、その過渡的措置として、至急に結核予防法第三十四条及び第五十七条を改正し、結核医療費に対する公費負担の義務化とその負担率の実施を必要とするため、今回、現行結核予防法の一部を改正し、從来本法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種について受診者またはその保護者から徴収できることとなつております。実費徴収を廃止し、その経費はすべてこれを公費負担とすることとして、健康診断、予防接種の徹底をはかるうとするのが、政府の本法案提出の理由及び概要であります。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

なお、山下委員より次の附帯決議を付する動議が提出せられ、同委員より趣旨の説明がありました。朗読いたします。

## 官報(号外)

本案は、二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本月二十日の委員会において審議を行い、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党及び日本社会党的共同提案による修正案が提出せられ、田中委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、附則に一項を加え、地方税法における法人事業税の課税標準の算定方法に関する第七十二条の十四の規定並びに個人事業税の課税標準の算定に関する第七十二条の十七の規定を改め、本法案に基く医療につき支払いを受けた金額は総益金または給収入金額に算入せず、また、本法案に基く医療にかかる経費は総損金または必要な経費に算入しないこととしたそととするものであります。

次いで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案の他の部分について順次採決に入りましたところ、本案は全会一致修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

次いで、本案について、自由民主党及び日本社会党的共同提案で、次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出され、佐竹委員よりその趣旨の弁明がございました。朗読いたします。

附帯決議  
一、政府は、原爆被災者の更正のため必要あるときは、低所得階層対策費の世帯更生資金貸付を行わし

むることとし、その予算的措置についても遺憾なきを期せられたるに付託せられ、同二十二日神田厚生大臣より提案理由の説明を聴取し、本月二十日の委員会において審議を行い、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党及び日本社会党的共同提案による修正案が提出せられ、田中委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、附則に一項を加え、地方税法における法人事業税の課税標準の算定方法に関する第七十二条の十四の規定並びに個人事業税の課税標準の算定方法に関する第七十二条の十七の規定を改め、本法案に基く医療につき支払いを受けた金額は総益金または給収入金額に算入せず、また、本法案に基く医療にかかる経費は総損金または必要な経費に算入しないこととしたそととするものであります。

次いで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案の他の部分について順次採決に入りましたところ、本案は全会一致修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

最後に、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、日雇い労働者に対する失業保険の給付内容を改善するとともに、失業保険事業の円滑をはかるため、失業保険金額の自動的変更等について合理化しようとするものであります。

次に、そのおもな内容について申し上げますと、第一は日雇い労働失業保険の保険給付内容の改善であります。が、最近、日雇い労働被保険者の賃金水準が本制度創設当時に比して相当上昇し

た、失業保険金の支給における待定期間について、通算六日を五日とするこ

と等であります。

次いで、原案並びに修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して五島委員より、修正案に賛成し、修正部分を除く原案に賛成す

る旨の意見が述べられ、自由民主党を代表して田中委員より、原案に賛成し、修正案に反対する旨の意見が述べられたのであります。

本改正案は、去る二月二十日本委員会に付託せられ、同二十一日松浦労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、数回にわたり、きわめ、積極的施策を講ぜられたい。

かくて、本動議について採決を行いましたところ、これまで全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしましたこと等であります。

本改正案は、去る二月二十日本委員会に付託せられ、同二十一日松浦労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、数回にわたり、きわめ、積極的施策を講ぜられたい。

かくて、本動議について採決を行いましたところ、これまで全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしましたこと等であります。

最後に、失業保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案は、日雇い労働者に対する失業保険の給付内容を改善するとともに、失業保険事業の円滑をはかるため、失業保険金額の自動的変更

について申上げます。

第一に、失業保険金額の自動的変更並びに適用区域は現行法のままとすること。

第一に、日本社会党八木一男君外十三名による修正案が提出せられました。その内容は次の通りであります。

第一に、失業保険金額の自動的変更並びに適用区域は現行法のままとする

こと。

第一に、日本社会党八木一男君外十三名による修正案が提出せられました。その内容は次の通りであります。

第一に、失業保険金額の自動的変更並びに適用区域は現行法のままとする

以上、御報告申し上げます。(拍手) 営の実態を勘案して、これを引下げるよう努められたい。

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕

○五島虎雄君 ただいま議題となりました失業保険法の一部を改正する法律案に關しまして、日本社会党を代表して反対の討論をいたします。(拍手)

すでに言いふるされた言葉ではありますけれども、政府は神武以来の景気を謳歌しております。日本経済新聞の発表した大手各産業の昭和三十二年三月決算の業績予想によりますと、鉄鋼界は、三十五社平均利益は四億二千六百万円となっております。利益率は七割七分を示し、配当は一割二分七厘となっております。ことに、八幡製鐵は二十五億といふ莫大な利益を上げております。思い起せば、昭和二十九年ごろ、ドックには一隻の船影すら見なかつたあの造船界が、今や四年五年先の注文量を持つに至つておる

あります。その利益は七社平均四億九千万円、利益率は五割四分。また、一方、食品関係では、その配当は一割八分一厘の高配当を示しております。特に台湾製糖のことときは四割五分の高配当を行なつてゐる状態であります。その他、各産業におきましても空

前の伸びを示しておるのであります。一方、鉱工業生産指数は一休どうでありますかといいますと、昭和九年から十二年を一〇〇といたしまして、昭和三十一年は一二六・六、三十一年には一四八と伸びて、その伸びは二一・四を示しました。しかし、それに対して、労働者の実質賃金指数は、三十年から三十二年度まで、わずかに一一の伸びしか示しておりません。いかに賃金の伸びが少いかということを物語るものであります。また、雇用関係におきましては、大企業には見るべきものが全然ありません。その多くが中小企業に吸収されているのでありますとして、比較的低賃金の部面に就労していることを物語るのであります。しかも、六十五万人に達する完全失業者、一千万人以上に及ぶところの潜在失業者を、われわれは忘れてはなりません。岸内閣は完全雇用の実現を公約をいたしました。ところが、宇田企画庁長官の言うように、年八十九万人程度の雇用であつては、年々に現われる稼働労働人口百万人として、これを雇用するだけでもほとんどん以下であつて、依然として潜在失業者や完全失業者は取り残されるとになるのであります。(拍手)政府の完全雇用は百年河清を待つにひとしく、その公約は全く国民を欺瞞したものであるといわなければなりません。

今ここに注目を要する点は、政府の失業対策であります。まず、その賃金は、昭和二十九年からここ三年間、二百八十二円に据え置いたままでありますけれども、今回やつと二十円引き上げて三百二円にいたしました。ところが、就労日数は、相もかわらず、月に二十一日にとどめております。おまけに、一日の吸収人員を、昨年度の二十四万八千人から、本年度は二十二万五千人と、二万三千人も切つてしまいました。今、全国平均を三百一円といたしまして、二十一日の就労とすれば、月に六千三百四十二円となります。これを一日にならすと二百十二円になります。これを全国家族構成を四・五人といたしまして、一人に引き直すと、四十七円で生活する勘定になります。全國市町村で、月二十五日の就労をするところは東京だけであります。ところが、大都市においても、最も就労日数の悪いのは京都市であります。月十六、七日しか就労日数がありません。その賃金を三百三十五円といいたしますと、わずかに五千三百六十四となりまして、一日当りは百七十九円、一人当りは何と四十円以下で生活するということになるのであります。こういうよううに、いかに彼らの生活がみじめであるかということは明瞭であります。よく例にとられるのであります。が、野犬狩りでつかまつたところの野良犬の食事代が保健所では

昭和二十七年八月、労働科学研究所が、東京都内三百八世帯を対象に経済、医学、心理の三点から、最底生活費の研究をいたしたのであります。この発表によりますと、生活費が一人三千円以下では目立つて体力が落ちると発表しました。また、医学の面からは、三千円以下では血液のヘモグロビンの量が減少すると発表いたしました。四千円以下では、親の頭脳がどんなにすぐれても、子供の知能は確実に悪くなると発表いたしたのであります。もし、この証明が正しいとするならば、日雇い労働者や低賃金労働者の子供たちの健康、知能に重大なる影響を与えるものであるといわなければなりません。これは政治的、社会的な重大なる問題であります。(拍手)しかも、一たび日雇い労働者となれば、半永久的に就職の機会はなく、好むと好まざるとにかかわらず、日雇いという名の職業に陥っていくことを認識しなければなりません。憲法第二十五条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しております。同二十七条では「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定しております。これは、野良犬以下の生活を人間がしているということを物語つております。

定であります。すべての国民は、勤労を喜びとし、かつ、最低限度の生活保障を希望するものであるにもかかわらず、生活するにも足りないところの低賃金労働者や、潜在失業者や、完全失業者があることは、まさに政府の責任であるといわなければなりません。

(拍手)

以上の観点から、わが党は、社会労働常任委員会におきまして、失業保険法の一部を改正する政府の原案に対して修正案を提出して修正を試みたのであります。その目的は、できる限り日雇い保険制度の充実をはかり、生活にあえぐ、みじめな日雇い労働者諸君の生活を救済するにありました。その過程においては、自民党的委員諸君とも相談し、譲歩し合うことによって、共同修正の努力もいたしたのでありますけれども、政府与党は、ついにこれに応ぜず、原案を押し通したものであります。故に日雇い労働者の実態に目をおこう態度は憤慨に値するものであります。(拍手)

政府原案の改正の第一点は、日雇い失業保険制度において、適用区域の整備という名目で、市町村合併によつて市町村の区域が拡大された結果、山間僻地、離島等を適用区域から除外しようとします。これは全く政府の親心のなさを物語る証左であります。ましまして、市町村合併によつて同一行政

地区となつた以上は、あらゆる施策を講じて適切な措置を講すべきでありまして、この条文は現行法通りとすることが、まさに妥当であろうと思われます。(拍手)

第二点は、失業保険金の日額については、二百円の日額を新たに設け、これを第一級とし、従来の百四十四を第二級としておりまして、九十円を廃止しました。保険料額については、六円を十円にし、三円を五円にいたしたのです。最も問題なのは、この賃金区分を、百六十円から二百八十九円に引き上げたことになります。二百八十九円に引き上げる結果といたしまして、多くの低賃金の日雇い労働者諸君が失業をした場合に、二百円の給付をもらえないという現象が、たくさん現われるのであります。そこで、できる限り多くの労働者を二百円の給付に該当させて、そちらして生活を救済してやるために、この二百八十九円を、われわれは二百二十四円に引き下げるなどを主張いたしました。これによりますと多くの日雇い労働者が救われるということになるのであります。

第三点は待期の問題であります。改正案はこれに触れてはいないのでありますけれども、保険制度の効果を拡大するために、待期通算六日を、一日減らしまして五日にしますと、東京のように二十四、五日の就労日数のこと



十条の三とし、第二十条の次に次の  
一条を加える。

(航空集団司令)

第二十条の二 航空集団の長は、航  
空集団司令とする。

2 航空集団司令は、長官の指揮監  
督を受け、航空集団の隊務を統括  
する。

第二十一条の見出し中「航空團」を  
「航空集団及び航空團」に改め、同条

第一項中「航空團の名称並びに航空  
團司令部の名称」を「航空集団及び  
航空團の名称並びに航空集団司令部  
及び航空團司令部の名称」に改め、  
同条第二項中「航空團及び航空團司  
令部」を「航空集団及び航空團並びに  
航空團の名称並びに航空集団司令部  
の名称並びに航空集団司令部の名称」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中  
「編成することができる。」を「編成  
し、又は所要の部隊をその隸属する  
指揮官以外の指揮官の一部指揮下に  
置くことができる。」に改め、同条に  
次の一項を加える。

3 前二項の規定により編成され、  
又は同一指揮官の下に置かれる部  
隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛  
隊の部隊又は航空自衛隊の部隊の  
いすれか二以上から成る場合にお  
ける当該部隊に対する長官の指揮

監督について幕僚長の行う職務に  
関しては、長官の定めるところに  
よる。

第二十六条第三項、第二十七条第  
三項及び第二十八条第三項中「又は地方總  
監」を「地方總監又は航空集団司  
令」に改める。

附則中第二十八項を第三十項と  
し、第十四項から第二十七項までを  
二項ずつ繰り下げ、第十三項の次に  
次の二項を加える。

14 長官は、当分の間、自衛隊の任  
務遂行に支障を生じない限度にお  
いて、政府で定める技術者で他に  
養成又は教育訓練を行う施設がな  
いと認めるものの養成又は教育訓  
練の委託を受け、及びこれを実施  
することができる。

15 前項の受託に關し必要な事項  
は、政令で定める。

別表第三を次のよう改める。

その第二点は、技術研究所は、その  
事務に支障のない限り、部外からの委  
託を受け、技術の調査研究等を行なうこ  
とができるとしたすこあります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法  
律案の要点を申し上げます。

その第一点は、海上自衛隊の乗組訓  
練のため練習隊群を新設するほか、航  
空自衛隊に二航空團を基幹とする航空  
集団を新設するとともに、二つの航空  
團を増設することとなります。

その第二点は、自衛隊が出動を命ぜ  
られた場合、または海上における警備  
行動、災害派遣、訓練その他の事由に  
より必要がある場合には、所要の部隊  
を他の指揮官の一部指揮下に置くこと  
ができるとしたすこあります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があ  
ります。これを許します。淡谷悠藏

君。

〔淡谷悠藏君登壇〕

○淡谷悠藏君 私は、ただいま議題と  
なりました防衛二法案について、日本  
社会党を代表し、反対の討論を行わん  
とするものであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

自衛隊は、わが国の防衛に名をかり  
て、憲法第九条の制約を無視し、敗戦  
前の旧軍隊の復活の意図を内部にはら  
む武力組織であります。警察予備隊か  
ら保安隊へ、保安隊から自衛隊へと変  
化したこととに、次第にその意図が明ら  
かになりますのであります。今

法律案の要点を申し上げます。

その第一点は、海上自衛官十四百三  
十人、航空自衛官五千四百九十一人、  
自衛官以外の職員千五百七十五人等、  
計八千四百九十八人を増加して、職員

の定員を二十二万三千五百一人に改め  
ることであります。こうして、海上  
自衛官の増員は、新造または米国から  
引き渡される予定の艦艇の就役及び航  
空集団司令部の新設及び二つの航空團の  
整備充実等のために充てるものであります。  
そこで、日本社会党を代表して西村力  
士と熱心なる質疑が続行され、昨二十  
五日質疑を終了し、討論に入りました  
ところ、日本社会党を代表して西村力  
士君より反対、自由民主党を代表して  
保科善四郎君より賛成の意見がそれぞ  
れ述べられたのであります。これら  
の内容につきましては何とぞ会議録に  
記載いたしましたところ、多數をもつていざれど  
原案の通り可決すべきものと決定いた  
しました。

次いで、両案を一括して採決いたし  
ましたところ、多數をもつていざれど  
原案の通り可決すべきものと決定いた  
しました。詳しく述べたのであります。  
これまで、両案を一括して採決いたし  
ましたところ、多數をもつていざれど  
原案の通り可決すべきものと決定いた  
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があ  
ります。これを許します。淡谷悠藏

君。

〔淡谷悠藏君登壇〕

○淡谷悠藏君 私は、ただいま議題と  
なりました防衛二法案について、日本  
社会党を代表し、反対の討論を行わん  
とするものであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

自衛隊は、わが国の防衛に名をかり  
て、憲法第九条の制約を無視し、敗戦  
前の旧軍隊の復活の意図を内部にはら  
む武力組織であります。警察予備隊か  
ら保安隊へ、保安隊から自衛隊へと変  
化したこととに、次第にその意図が明ら  
かになりますのであります。今

この法律は、公布の日から起算し  
て十月をこえない範囲内において政  
令で定める日から施行する。ただ  
だ第十五条の改正規定、第十七条  
の次に一条を加える改正規定並びに  
第十八条、第二十二条及び附則の改  
正規定は、公布の日から施行する。  
正規定は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

十四隻、総トン数十一万余、航空機六九〇機の現勢に拡張しようとすると、自衛隊が日本民族の血をもつてあがなつた平和憲法の精神に反するものであります。あることは、しばしば指摘、糾弾されました。憲法に違反しているのに、違反正していないとみずから欺いて積み上げてきたのが、今日の自衛隊であります。(拍手)国民に不安ながらしめ、國力に応じて自衛力を増強するなどと言ひながら、防衛庁予算是、この日陰の軍備のために国民の生活を極度に圧迫し、産業の基礎を危うくし、防衛六カ年計画と称して、年ごとに膨張しておるのであります。今や、かつての軍事費と同じ性格を持つに至り、國の防衛を全からしめる前に國家経済を破壊せらるんとしておることは、予算編成に当つて慘たんたる苦労をした政府及び与党の諸君がます第一に痛感されているところでございましょう。(拍手)

そうした国防予算は取つておきながら、自衛隊は、今日、列強の軍備と対抗する実力とはなつております。今までの戦争形態に対しても、自衛隊はふんだんに備えるといつて、予算だけはふんだんに取つておきながら、いかに問へられるても、具体的な軍備目標の明示は出てこない。国防会議はあってもなまづきにひとしく、少しも開いていないのが、この法案であります。

伸びていくのが、すなわちこの達成自衛隊の本質であります。(拍手)しかけているものであります。この供兵兵器は、乗組員もろとも海に突っ込むようなC46航空機をも含むアメリカのいわゆる時代おくれになりつつある兵器ではあります。が、兵器の供守を受けるかわりに、共同防衛と称して人的資源を給する役割を勤めていることは、まぎれもありません。アメリカの資本主義の脅威をそのままみずから脅威とする以外、どこに具体的な侵略のおそれがあり、何に備えての自衛隊の増強か、ついに法案審議を通じて確答は得られなかつたのであります。

いた。いじらしい軍備は、今日の自衛隊にはございません。今日の自衛隊は、いつの間にか変つてしましました。自衛艦隊などと堂々と名乗つておるではありませんか。しかも、かつての旧軍隊の幹部が隊員の訓練指導に当つて、旧日本軍の軍隊精神で青年をたたき直そらとしたのが、死の行進の悲劇であります。(拍手)憲法違反をおそれていた軍隊ならざる軍隊がひそかに政治権力をねらい始めたのが、北海道の豊平町、青森県大湊町の町長選挙や、九州大村の市長選挙に現われている事実であります。憲法に違反することを気づかしながら、ひそかに積み上げた武力をもって憲法を白星堂々とけ飛ばして進もうといつ居直り強盗式自衛隊は、今日にして押えなければ、再び五・一五、二・二六の失敗を繰り返すことになると必ずきまつてゐるのであります。(拍手)しかも、純真なる青年隊員をロープで電柱にくぐりつけたり、書竹で激励したり、げんこつではおを愛撫したりする訓練の非人道的きびしさをあえてしておきながら、使い切れない予算のかもし出す疑獄、汚職は、この防衛庁、底がしません。(拍手)

に充りつけても十分利潤があると、産兵器の会社はほくそえんでおりま  
す。今日、経理が腐敗し、綱紀が弛緩し切った防衛省のありさまで、艦艇や  
航空機に汚職、驕氣が伴うならば、とうてい中古エンジンやボロぐつころ  
の駆ぎではございません。軍隊がなければ戦争成金は出ない。どこにあるかわ  
かりもしない侵略で国民をおどかしておいて、軍需資本家のふところをこや  
そうとする自衛隊増強のしつぽは見え出しました。青年の血や肉をえさにし  
て軍需資本の防衛をはかることは、断じて日本を防衛する道ではないのであ  
ります。神武景気とは、今日まさに死の商人の息吹きにはなりません。國  
を守らんとするならば、國民あげて國を守る心とならなければなりません。  
國民を犠牲にし、青年をいたげて、資本のために兵器を作ることを日標と  
する自衛隊は、増強すればするほど國を危うくするにすぎず、國民に不安な  
からしめるなどとは、まさに耳をおおうて鎗を浴びなぐいであります。

必ずクーデターになる。自衛隊の内訌に備えることは、このクーデターを合理化して国民運動を鎮压することにはかなりません。民にそむく者は天にそむく者である。天にそむく者はみずからを滅ぼす者があります。

あえて防衛二法案に反対を表明して、私の討論を終ります。（拍手）

○副議長（杉山元治郎君） これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（杉山元治郎君） 起立多数。

よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

案、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事横瀬重吉君。

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。

第七条 削除

附則第九項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十日」に、「昭和二十九年度分、昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分」を「昭和二十九年度分から昭和三十一年度分まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和二十九年度、昭和三十年度及び昭和三十一年度」を「昭和二十九年度から昭和三十一年度までの間」に改める。

〔報告書は会議録追記に掲載〕

中小企业信用保険特別会計法の一部を改正する法律案

中小企业信用保険特別会計法の一部を改正する法律

中小企业信用保険特別会計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改める。

第一条中「以下「法」という。」を削り、「中小企业信用保険」を、「中小企业信用保険事業(以下「保険事業」という。)及び信用保証協会法(昭和二十八年法律第二百九十六号)第二十条の二の規定による資金の貸付事業(以下「融資事業」という。)に改める。

第四条の二 融資勘定においては、

信託保証協会法第二十条の二の規定による貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに融資事業に係る附属雑収入をもつてその歳入とし、同条の規定による貸付金、融資事業に係する事務費及びその他の諸費をもつて取扱費及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

第二条の二 この会計は、保険勘定及び融資勘定に区分する。

第三条の二 この会計は、保険勘定計を「保険勘定」に、「基金」を「保険基金」に改め、同条中「この会計」に「保険勘定」に改め、同条に次の二項を加える。

2 融資勘定においては、第四条の二に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額(第八条第三項の規定による減額をしたときは、その減額した額を控除した金額)をもつて融資基金とする。

第四条の見出しを「(保険勘定の歳入及び歳出)」に改め、同条第一項中「この会計を「保険勘定」に、「法第八条」を「中小企业信用保険法第八条」に、「法第九条の五」を同法第九条の五に、「第九条の七」を同法第九条の七に、「附屬雑収入」を「保険事業に係る附屬雑収入」に、「事務取扱費」を「保険事業に係る事務取扱費」に改め、同条第二項中「この会計の基金」を「保険基金」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(融資勘定の歳入及び歳出)

第八条第一項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に改め、同条第二項中「損失」を「当該勘定の積立金」に改め、同条第三項中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「積立金」を「当該勘定の積立金」に、「基金」を「保険基金又は融資基金」に改める。

第九条中「この会計」を「保険勘定又は融資勘定」に、「これを」を「これ

第十二条第二項中「この会計」を「保険勘定及び融資勘定」に、「資金運用部」に改める。

第十三条第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十四条第二項中「当該年度」を「保険勘定及び融資勘定の当該年度」に改める。

第十五条第二項中「この会計」を「保険勘定」に、「資金運用部」に改め、同条第一項に規定する給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に係する法律

政府は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第三条第一項に規定する給与保険の再保険事業の昭和三十一年度の決算上の損失及び昭和三十一年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十一年度に







たばこ専売法の一部を改正する法律  
案(内閣提出第一一八号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨二十五日参議院において、次の  
本院提出案を可決した旨の通知書を  
受領した。

國立国会図書館法の規定により行政  
各部門に置かれる支部図書館及びそ  
の職員に関する法律の一部を改正す  
る法律案

一、昨二十五日参議院において、次の  
内閣提出案を可決した旨の通知書を  
受領した。

労働省設置法の一部を改正する法律  
案

昭和三十一年三月二十六日 衆議院会議録第二十四号

明治二十五年三月三十一日第一種郵便物認可

定価  
一部十五円  
(但良質紙は二十円)

発行所  
東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電信九段西三一三五官報課